

平成 26 年度

## 包括外部監査結果報告書

「補助金及び交付金、負担金に係る財務事務の執行並びに  
事業の管理について」

那覇市包括外部監査人

公認会計士 金沢 信昭

# 目 次

## 第1章 包括外部監査の概要

1. 監査の種類	1
2. 特定の事件（テーマ）	1
3. 監査の着眼点	2
4. 主な監査手続き	2
5. 監査の対象年度	2
6. 監査の実施期間	2
7. 包括外部監査人及び補助者	2
8. 利害関係	2

## 第2章 監査テーマの概要

1. 補助金について	3
(1) 意義	3
(2) 補助金等関連用語	3
2. 那覇市の補助金	4
(1) 金額の大きい順 100 件	5
(2) 金額の小さい順 100 件	7
(3) 部別順	9
3. 那覇市における補助金適正化に関する取組	9
(1) ガイドラインの策定	9
(2) 補助金適正化スケジュールの策定	10
4. 監査の対象とした補助金	11

## 第3章 総論

1. 包括外部監査の結果及び意見（まとめ）	15
(1) 補助金等の有効性について	15
(2) 補助金改革に関する実効性確保について	15
(3) 運営費補助について	16
2. 補助金等に関するその他の結果及び意見	18
(1) 団体等運営における繰越金（積立金）の状況について	18
(2) 上部団体等への再補助の検証について	18
(3) 実績報告書における決算書のチェック体制について	18
(4) 「定率補助」を原則とすること	19

(5) 負担金の見直しについて	19
(6) 那覇市出資団体の有無等について	19

#### 第4章 那覇市の補助金全般についての法的考察

1. 補助金の法的根拠等	21
(1) 地方自治法の規定	21
(2) 判例	21
(3) 補助金等適正化法の規定	22
2. 那覇市における補助金に関する規程	22
(1) 那覇市補助金等交付規則（昭和52年6月1日・規則第34号）	22
(2) 補助金等交付要綱	23
3. 補助金全般についての法的考察	23
(1) 概説	23
(2) 各要件等についての検討	23

#### 第5章 社会福祉法人の経営分析について

1. 実施内容	27
2. 経営分析結果に基づく、全般的な監査の結果及び指摘、意見	27
(1) 法人全体の財務諸表について	27
(2) 財務諸表の会計監査の必要性について	27
(3) 経営指標等が良好な団体先等への補助金の見直しについて	28
3. 詳細な財務分析の結果について	28
(1) 内部留保の観点	28
(2) 収益性・効率性の観点	31
(3) 安定性・持続性の観点	34
(4) 合理性の観点	35
(5) 経営自立性の観点	37
社会福祉法人制度改革の概要について	40

監査対象補助金及び監査対象団体の結果、指摘及び意見（まとめ）	43
--------------------------------	----

#### 総務部の負担金

1. 南部市町村会負担金	47
2. 防災行政無線（デジタル・アナログ）電波利用料、MCA無線電波利用料	54

## 企画財務部の負担金

1. 地方税電子化協議会関係負担金 ……………56

## 市民文化部の補助金

1. 那覇市保安灯設置等事業補助金 ……………59
2. 那覇市自治会等保安灯電気料相当額補助金 ……………61
3. 那覇市自治会長会連合会事業補助金 ……………68
4. 那覇市自治会事務所賃借料補助金 ……………72
5. 那覇市コミュニティ助成事業補助金 ……………78
6. 那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金 ……………81
7. 文化協会助成事業補助金 ……………85

## 経済観光部の補助金

1. 那覇市農業振興対策補助金（那覇市農業振興事業ビニールハウス設置補助） 92
2. 水産物流通支援事業補助金（市漁マグロ等水産物流通支援補助金） ……………94
3. 企業立地促進奨励助成金 ……………97
4. 那覇市におけるナイトカルチャー創出・発信拠点づくり事業補助金 ……………101
5. 中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業助成金 ……………104
6. 那覇市離島連携事業助成金 ……………107
7. 那覇市頑張るマチグラー支援基金事業補助金 ……………109
8. 那覇市観光振興事業補助金（観光協会運営補助金） ……………114
9. 那覇市観光振興事業補助金（観光協会事業補助金） ……………115
10. 那覇市観光振興事業補助金（那覇爬龍船振興会補助金） ……………116
11. 那覇市観光振興事業補助金（那覇大綱挽保存会補助金） ……………119
12. 那覇市観光振興事業補助金（観光まちづくり整備補助金） ……………121
13. 那覇市観光振興事業補助金（観光案内所運営補助金） ……………123
14. 那覇市観光振興事業補助金（ストリートダンスバトル in  
国際通り観光誘客事業） ……………125
15. 那覇市観光振興事業補助金（那覇爬龍船振興会補助金（繰越明許）） ……………128

## 環境部の補助金、負担金

1. 那覇市住宅用太陽光発電システム補助金 ……………130
2. 屋上・壁面緑化助成金 ……………132
3. 漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会負担金 ……………135

## 福祉部の補助金

1. 那覇市社会福祉協議会補助金 ……………139
2. 那覇保護区保護司会補助金 ……………145
3. 那覇市地域福祉基金事業補助金 ……………148
4. 那覇市社会福祉協議会補助金（法人後見推進事業） ……………152
5. 那覇市社会福祉事業補助金（那覇市手をつなぐ育成会運営補助金） ……………155
6. 那覇市シルバー人材センター運営補助金 ……………158
7. 軽費老人ホーム事務費補助金 ……………160

## 健康部の補助金

1. 那覇市救急医療事業補助金 ……………163
2. 平成 24 年度那覇市災害対策機器整備事業補助金 ……………167
3. 特定不妊治療費助成金 ……………169

## こどもみらい部の補助金

1. 児童クラブ運営補助金 ……………172
2. 児童クラブ賃借料補助金 ……………175
3. 特別保育事業（単独分・障がい児保育事業） ……………177
4. 特別保育事業（単独分・地域活動事業） ……………179
5. 平成 25 年度 認可外保育施設環境整備事業  
（指導監督基準維持継続事業）補助金 ……………181
6. 平成 25 年度 待機児童対策特別事業（認可外） ……………184
7. 沖縄振興特別推進事業交付金（認可外保育施設熱中症対策支援事業） ……………186
8. 那覇市待機児童対策特別事業（認可化移行支援事業）補助金 ……………188

## 都市計画部の補助金

1. 那覇港管理組合補助金（沖縄振興特別推進交付金） ……………192
2. 那覇港管理組合補助金（地域の元気臨時交付金） ……………195
3. 都市景観助成金 ……………197
4. 那覇市民間住宅耐震化促進事業費補助金 ……………201
5. 那覇市相対売り継承支援事業補助金（沖縄振興特別推進市町村交付金） ……205

## 建設管理部の補助金

1. 住宅騒音防止対策事業費補助金 ……………208
2. 私道整備補助金 ……………210

## 消防局の補助金

1. 那覇市女性防火クラブ補助金 ……………213

## 生涯学習部の補助金

1. 那覇市育英会補助金 ……………217
2. 那覇市体育協会運営補助金 ……………227
3. 児童のスポーツ県外派遣補助金 ……………234

## 学校教育部の補助金、負担金

1. 児童・生徒の県外派遣に関する補助金 ……………238
2. 共済負担金小学校 ……………242
3. 那覇地区中学校体育連盟主催事業補助金 ……………245
4. 那覇市生涯学習振興費補助金（那覇市青少年健全育成市民会議） ……………247
5. 那覇市生涯学習振興費補助金（那覇市青年団体連絡会） ……………249

## 一般社団法人 那覇市観光協会

1. 法人の概要 ……………253
  - (1) 目的 ……………253
  - (2) 沿革 ……………253
  - (3) 事業内容 ……………253
  - (4) 組織図 ……………256
  - (5) 役員 の 状 況 ……………257
  - (6) 職員 の 状 況 ……………257
  - (7) 財務状況について ……………257
  - (8) 主な事業実績 ……………265
2. 監査の結果と指摘、意見 ……………265

## 観光協会運営補助金

- (1) 補助金の算定方法について ……………266
- (2) 補助金の効果の測定方法について ……………267
- (3) 那覇市観光協会運営補助のあり方について ……………267

## 観光協会事業補助金

- (1) 関連書類の適切な修正処理について ……………268
- (2) 関連書類の適切な修正処理について ……………268
- (3) 懇親会に係る経費について ……………269
- (4) 事業費の検証について ……………269
- (5) 業者の選定方法について ……………269

(6) 補助金の効果の測定 .....	269
観光まちづくり整備補助金	
(1) 各コースの実績比較について .....	272
(2) 補助金の算定方法 .....	272
(3) 事業費の検証について .....	272
観光案内所運営補助金	
(1) 補助金の対象経費について .....	273
<b>一般社団法人 那覇爬龍船振興会</b>	
1. 法人の概要 .....	275
(1) 目的 .....	275
(2) 沿革 .....	275
(3) 事業内容 .....	275
(4) 組織図 .....	275
(5) 役員の状況 .....	276
(6) 職員の状況 .....	276
(7) 財務状況について .....	277
(8) 主な事業実績 .....	278
2. 監査の結果と指摘、意見 .....	279
(1) 一部、決算書が作成されていない .....	279
(2) 自主財源の確保について .....	279
那覇爬龍船振興会補助金	
(1) 補助金の対象経費について .....	280
那覇爬龍船振興会補助金(繰越明許)	
(1) 資料書類の整理・保管について .....	281
<b>一般社団法人 那覇大綱挽保存会</b>	
1. 法人の概要 .....	282
(1) 目的 .....	282
(2) 沿革 .....	282
(3) 事業内容 .....	282
(4) 組織体系 .....	283
(5) 役員及び職員の状況 .....	283
(6) 財務状況について .....	284
(7) 主な事業実績 .....	287

2. 監査の結果と指摘、意見	288
(1) 自主財源の確保について	288
那覇大綱挽回保存会補助金	
(1) 補助金の算定方法について	289

## 社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会

1. 財団の概要	290
(1) 沿革	290
(2) 平成25年度事務局組織図	292
(3) 役職員の状況	294
(4) 事業概要	298
(5) 決算の概要	298
2. 監査の指摘と意見	301
(1) 運営費補助金の成果について	302
(2) 事業活動収支の状況について	303
(3) 積立金について	306
(4) 那覇市社会福祉協議会の役割について	308

## 参考資料

- ・ 那覇市の補助金に関するガイドライン
- ・ 補助金適正化チェックシート (No.1)
- ・ 補助金等アンケート (その1) (その2)



# 第1章 包括外部監査の概要

## 1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第2項及び第4項の規定による包括外部監査

## 2. 特定の事件（テーマ）

「補助金及び交付金、負担金（以下、「補助金等」という。）に係る財務事務の執行並びに事業の管理について」

### ・テーマを選定した理由

那覇市では、平成25年度一般会計当初予算において、約78億4,700万円の補助金等を計上し、これは一般会計予算総額の約6%を占めている。

補助金は、公益性のある事業に対して支出するものであり、例えば、市の施策（事業）に関する補助、また各種団体の運営等に関する補助、イベントや各種大会に対する補助、利子補給のための補助など、市の施策を実施するうえで重要な役割を担っている。

しかし、一度支出すると既得権化し削減しづらく濫費に陥りやすいこと、交付先団体が補助金への依存体質を強め自立を阻害すること、補助金交付の効果が明確でないなどの問題点が指摘されており、補助金が交付の目的に沿って適正かつ効率的、効果的に使用されているかどうかに関する市民の関心も高い。

また、「那覇市経営改革推進計画（第4次那覇市経営改革アクションプラン）」においても、財政健全化の観点から、補助金や負担金を受けている団体については、その団体の財務状況や事業の目的から補助金や負担金の必要性、効果等を精査し、見直しを行うこととされていること等から、平成26年度の包括外部監査のテーマに選定した。

### ・過去の監査テーマ

那覇市の包括外部監査テーマは次のとおりである。

年度	テーマ	対象団体等
平成25年度	公の施設の管理運営及び指定管理者制度に関する事務の執行について	指定管理者に選定されている団体等

（※那覇市は平成25年度に中核市に移行し、包括外部監査の対象団体となった。）



## 第2章 監査テーマの概要

### 1. 補助金について

#### (1) 意義

地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされている。すなわち、補助金とは、事業、研究の育成等、公益上必要であると認めた場合に、反対給付を求めることなく交付する金銭的給付である。また、国の補助金等の手続きについては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)(以下、適正化法という。)によって処理が行われており、地方公共団体が、補助金を支出する場合においては、適正化法に準じた各地方公共団体の規則・要綱などによっている。

#### (2) 補助金等関連用語

用語	内容
法律補助と予算補助	補助金等の根拠による分類である。交付の根拠が法律に基づくものを法律補助といい、法律に基づかないで予算のみによるものを予算補助という。法律補助にも、補助することが義務付けられているものと、単に補助することができる旨規定されているに過ぎないものがある。
定率補助と定額補助	補助金の算定基準による分類であり、補助金の額を補助すべき事務または事業の所要額に一定の率を乗じて算出するものを定率補助といい、補助金の額をその事務、事業の所要額との比例関係において算出するのではなく、他の観点から決定するものを定額補助という。
直接補助と間接補助	補助金の交付の対象となる事務または事業を行うものに国が直接補助するものを直接補助といい、他の者を經由して間接的に補助するものを間接補助という。
補助事業と単独事業	地方公共団体が他から補助を受けて行う事業を補助事業といい、普通建設事業、災害復旧事業及び失業対策事業がある。単独事業は、地方公共団体が自らの経費で自ら行う事業である。
超過負担	国の負担金、補助金等の支出金の額を定める国庫補助負担基本額が地方公共団体の実支出額を下回るため、地方公共団体はやむを得ず、不足分を自己財源から持ち出して負担する場合がある。この地方公共団体の本来負担すべき部分を超える持ち出し分を超過負担という。
地方負担(裏負担)	地方公共団体が国から補助負担金を受けて事業を行う場合、又は国の直轄事業が行われる場合に、これらの事業に要する経費について地方公共団体が負担する部分をいう。

奨励的補助金と援助的補助金	奨励的補助金とは、地方公共団体が行う特定の事務または事業を推奨するために、地方公共団体に対し交付されるものをいい、援助的補助金とは、地方公共団体の財政を援助するために支出されるものである。
一般財源と特定財源	地方公共団体の歳入の用途による分類に基づくものであり、その用途が指定されていないものを一般財源といい、国庫支出金・地方債のように用途が指定されているものは特定財源という。
交付金	交付金は、法令又は条例等により地方公共団体に属する負担金、組合費用等の徴収義務を負わしめている者等に対して、その事務処理の報償として、当該団体が交付するものをいう。
負担金	負担金は、一般的には法令又は契約に基づいて国又は地方公共団体に対して負担しなければならない経費をいう。 また、この負担金とはほぼ同様の内容意味で用いられているものに分担金があり、地方公共団体が構成又は加盟している各種団体、例えば、全国知事会、や各種推進協議会等に対する会費等も負担金として支出されている。
沖縄振興一括交付金（※）	沖縄の実情に即してよりの確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施できる一括交付金（平成 24 年度創設）。 ○ 沖縄振興特別措置法に明記。 ○ 補助金等適正化法を適用。交付要綱に基づき、沖縄振興に資する事業の中から、沖縄県が作成する「沖縄振興交付金事業計画」に基づく事業に要する費用に充てるための交付金。 ○ 経常的経費である「沖縄振興特別推進交付金」と投資的経費である「沖縄振興公共投資交付金」に区分。 なお、平成 25 年度予算 1,613 億円（前年度 1,575 億円）であった。

（上記は、新自治用語辞典（ぎょうせい）、三訂補助金制度（加藤剛一、田頭基典共著、日本電算企画）、内閣府資料を参考に作成した。）（※）本報告書内では、単に「一括交付金」と記載している場合がある。

## 2. 那覇市の補助金

本年度の包括外部監査を実施するにあたり、監査対象となる補助金等の全体像を把握する必要性があったが、市では、すべての補助金等を網羅的に抽出したデータ等が存在しなかったことから、あらためて市に依頼した結果、市の有するシステムから抽出したデータの提供を受けた。

データによると、平成 25 年度（2013 年度）の「負担金、補助及び交付金」（以下、「補助金等」という。）の交付先件数は全 1,443 件、交付金額は合計 737 億 3,859 万 2,066 円となる。

これらの補助金等をすべて掲げることは困難なので、以下、主なものを市民の参考として記載する（金額単位は円）。

# (1) 金額の大きい順 100件

団体等名称	年度	部名	課名	事業名	節	金額
沖縄県国民健康保険団体連合会	2013	健康部	国民健康保険課	一般被保険者療養給付費（保険者負担分）	負担金、補助及び交付金	20,660,496,923
沖縄県国民健康保険団体連合会	2013	福祉部	ちゃーがんじゅう課	介護サービス等諸費	負担金、補助及び交付金	17,971,632,146
沖縄県社会保険診療報酬支払基金	2013	健康部	国民健康保険課	後期高齢者支援金	負担金、補助及び交付金	5,343,029,821
沖縄県国民健康保険団体連合会	2013	健康部	国民健康保険課	保険財政共同安定化事業拠出金	負担金、補助及び交付金	5,337,780,657
沖縄県国民健康保険団体連合会	2013	健康部	国民健康保険課	一般被保険者高額療養費	負担金、補助及び交付金	3,068,564,785
沖縄県社会保険診療報酬支払基金	2013	健康部	国民健康保険課	介護納付金	負担金、補助及び交付金	2,476,207,080
沖縄県後期高齢者医療広域連合	2013	健康部	国民健康保険課	後期高齢者療養給付費負担金	負担金、補助及び交付金	2,365,508,905
沖縄県後期高齢者医療広域連合	2013	健康部	国民健康保険課	保険料等負担金	負担金、補助及び交付金	2,217,299,617
沖縄県国民健康保険団体連合会	2013	健康部	国民健康保険課	高額医療費共同事業医療費拠出金	負担金、補助及び交付金	1,399,158,424
沖縄県国民健康保険団体連合会	2013	福祉部	ちゃーがんじゅう課	介護予防サービス等諸費	負担金、補助及び交付金	1,337,238,213
沖縄県国民健康保険団体連合会	2013	健康部	国民健康保険課	退職被保険者等療養給付費（保険者負担分）	負担金、補助及び交付金	922,949,859
沖縄県後期高齢者医療広域連合	2013	健康部	国民健康保険課	保険基盤安定負担金	負担金、補助及び交付金	545,728,221
地方独立行政法人 那覇市立病院	2013	健康部	保健所 健康増進課	病院事業運営費負担金	負担金、補助及び交付金	373,648,000
沖縄県国民健康保険団体連合会	2013	健康部	国民健康保険課	出産育児一時金	負担金、補助及び交付金	302,107,206
那覇港管理組合	2013	都市計画部	都市計画課	那覇港管理組合補助金（沖縄振興特別推進交付金）	負担金、補助及び交付金	276,059,000
社会福祉法人 さくら会	2013	こどもみらい部	こども政策課	法人保育所新規等建設補助金	負担金、補助及び交付金	233,307,000
社会福祉法人 ボブラ福祉会（ボブラ保育園）	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	210,628,660
（社福）養秀福祉会（首里当蔵保育園）	2013	こどもみらい部	こども政策課	法人保育所新規等建設補助金	負担金、補助及び交付金	171,358,000
社会福祉法人 さくら会	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	162,141,520
（社福）報徳福祉会 童の城保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	151,728,220
沖縄県国民健康保険団体連合会	2013	健康部	国民健康保険課	退職被保険者等高額療養費	負担金、補助及び交付金	151,043,044
社会福祉法人 わかば友の会	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	143,991,040
（社福）わかめ福祉会 おみく保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	142,968,800
社会福祉法人 こじか福祉会（こじか保育園）	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	142,776,620
（社福）豊春福祉会	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	133,717,700
（社福）養秀福祉会（琴の音保育園）	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	132,834,590
（社福）わかめ福祉会 わかめ保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	132,223,200
（社福）オレンジ会	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	131,496,500
（社福）雅福祉会 みやび保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	129,981,670
沖縄県国民健康保険団体連合会	2013	健康部	国民健康保険課	一般被保険者療養費	負担金、補助及び交付金	129,487,309
社会福祉法人 通篤福祉会	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	123,509,760
（社福）郵住協福祉会 ガジマル保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	120,418,500
（社福）翠福祉会 小緑南保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	118,335,390
社会福祉法人 若杉福祉会 城北保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	117,342,580
（社福）うるま福祉会 玉の子保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	115,925,990
社会福祉法人 みどり福祉会	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	115,238,440
（社福）雄愛福祉会 たばる愛児保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	114,968,720
（社福）報徳福祉会 石嶺保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	114,668,170
（社福）郵住協福祉会 あじや保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	112,735,900
社会福祉法人 風信子館	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	112,323,680
社会福祉法人 千草福祉会 千草保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	111,641,570
社会福祉法人 千草福祉会 あやめ保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	111,436,030
社会福祉法人 那覇垣花福祉会（鏡原保育園）	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	111,351,530
（社福）玉重福祉会 第2愛心保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	109,765,160
（社福）雄愛福祉会 おおな愛児保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	109,532,800
社会福祉法人 真地福祉会	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	108,910,450
社会福祉法人 ひまわり福祉会 ひまわり保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	107,806,870
社会福祉法人 金城報恩会 みやぎ原保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	106,365,090
（社福）すみれ福祉会	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	105,146,520
社会福祉法人 野菊福祉会 よしたけ保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金、補助及び交付金	104,594,560

(社福) ビジョン福祉会 はとぼつぼ保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	100,775,340
社会福祉法人 金城報恩会 わかさ保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	100,727,420
(社福) 念頭福祉会 ひらまつ保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	100,666,350
社会福祉法人 そめ福祉会 向陽保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	100,067,940
社会福祉法人 若杉福祉会	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	99,130,580
社会福祉法人 大竹福祉会 まつやま保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	98,027,460
社会福祉法人 那覇垣花福祉会	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	97,794,010
(社福) 玉重福祉会 愛心保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	96,335,380
社会福祉法人 夢福祉会 長田保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	96,283,750
(社福) ハートフル福祉会 大空保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	96,024,540
社会福祉法人 大竹福祉会	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	94,567,600
社会福祉法人 弘文会 いしだ丘保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	92,580,960
(社福) 育泉福祉会 第二エミール保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	92,556,420
社会福祉法人 しらゆり保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	91,169,790
社会福祉法人 東和福祉会	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	90,937,230
社会福祉法人 大幸福福祉会 つばがわ保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	90,341,440
(社福) 翼福祉会 つばさ保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	88,822,970
社会福祉法人 真和志福祉会 スカイマリン保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	87,975,100
(社福) 養秀福祉会 (首里当蔵保育園)	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	87,575,330
社会福祉法人 健友福祉会 ながやま保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	86,650,750
沖縄県後期高齢者医療広域連合	2013	健康部	国民健康保険課	後期高齢者医療広域連合共通経費負担事業	負担金, 補助及び交付金	86,247,052
(社福) 那覇友の会 松島保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	81,214,950
那覇港管理組合	2013	都市計画部	都市計画課	那覇港管理組合補助金 (地域の元気臨時交付金)	負担金, 補助及び交付金	78,174,900
(社福) カトリック福祉会 マリア保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	77,548,720
(社福) 育泉福祉会 よぎ南保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	75,740,530
(社福) 那覇友の会 渡保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	73,922,440
社会福祉法人 沖縄エンゼル福祉会	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	72,997,270
(社福) 愛泉園福祉会 愛泉保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	72,583,580
社会福祉法人 みぎわ福祉会	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	69,092,540
(福) 那覇市社会福祉協議会	2013	福祉部	福祉政策課	那覇市社会福祉協議会補助金	負担金, 補助及び交付金	67,237,000
社会福祉法人 マリヤ福祉会 いちごえ保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	65,808,300
(社福) 育泉福祉会 エミール保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	65,699,950
株式会社 シュガートレイン	2013	経済観光部	商工農水課	地域経済循環創造事業 (ナイトカルチャー等施設建設事業)	負担金, 補助及び交付金	48,200,975
沖縄県後期高齢者医療広域連合	2013	健康部	国民健康保険課	後期高齢者医療広域連合共通経費負担事業	負担金, 補助及び交付金	47,435,878
(社福) うるま福祉会 玉の子夜間保育園	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	私立保育園運営費負担金	負担金, 補助及び交付金	44,650,500
沖縄県国民健康保険団体連合会	2013	健康部	国民健康保険課	負担金 (国保連合会)	負担金, 補助及び交付金	34,196,000
(一社) 那覇市観光協会	2013	経済観光部	観光課	観光まちづくり整備補助金	負担金, 補助及び交付金	31,608,000
(一社) 那覇市観光協会	2013	経済観光部	観光課	観光協会運営補助金	負担金, 補助及び交付金	30,266,000
那覇市民生委員児童委員連合会	2013	福祉部	福祉政策課	那覇市民生委員児童委員連合会補助金	負担金, 補助及び交付金	29,704,000
(一社) 那覇市観光協会	2013	経済観光部	観光課	観光案内所運営補助金	負担金, 補助及び交付金	27,979,000
沖縄都市モノレール株	2013	都市計画部	都市計画課	沖縄都市モノレールインフラ整備事業	負担金, 補助及び交付金	22,262,000
さいおんスクエア管理組合 管理者株	2013	生涯学習部	中央公民館	施設維持管理費	負担金, 補助及び交付金	20,931,996
(社福) 陽風会	2013	福祉部	ちゃーがんじゅう課	軽費老人ホーム補助金	負担金, 補助及び交付金	20,228,000
King Of Street 実行委員会	2013	経済観光部	観光課	ストリートダンスバトルin国際通り観光誘客事業	負担金, 補助及び交付金	18,973,000
一般社団法人 那覇大綱挽保存会	2013	経済観光部	観光課	那覇大綱挽保存会補助金	負担金, 補助及び交付金	18,800,000
地方独立行政法人 那覇市立病院	2013	健康部	保健所 健康増進課	災害対策機器整備事業	負担金, 補助及び交付金	15,720,835
(有) 百栄	2013	福祉部	ちゃーがんじゅう課	介護基盤緊急整備等特別対策事業費	負担金, 補助及び交付金	15,000,000
沖縄鮮魚卸流通協同組合	2013	経済観光部	商工農水課	市魚マクロ等水産物流通支援事業	負担金, 補助及び交付金	14,705,203
公益社団法人 那覇市シルバー人材センター	2013	福祉部	ちゃーがんじゅう課	那覇市シルバー人材センター運営補助金	負担金, 補助及び交付金	13,546,000
(一社) 那覇市観光協会	2013	経済観光部	観光課	観光協会事業補助金	負担金, 補助及び交付金	13,351,000

## (2) 金額の小さい順100件

団体等名称	年度	部名	課名	事業名	節	金額
養命堂治療院	2013	健康部	国民健康保険課	はり・きゅう・あん摩等施術助成事業	負担金、補助及び交付金	800
沖縄ウエル専門学校	2013	健康部	保健所 健康増進課	私立学校等定期健康診断促進事業	負担金、補助及び交付金	2,319
個人	2013	市民文化部	市民生活安全課	保安灯設置等事業補助金	負担金、補助及び交付金	2,400
社会福祉法人 若杉福祉会 城北保育園	2013	市民文化部	市民生活安全課	保安灯設置等事業補助金	負担金、補助及び交付金	2,400
民宿 いそ	2013	経済観光部	商工農水課	離島支援連携事業	負担金、補助及び交付金	2,500
沖縄県公民館主事協会	2013	生涯学習部	中央公民館	公民館管理運営事業	負担金、補助及び交付金	3,000
沖縄県農業機械士協議会	2013	経済観光部	商工農水課	団体負担金（農業総務費）	負担金、補助及び交付金	3,000
西日本都市監査事務研修会	2013	監査委員	事務局	団体負担金（全国都市監査委員会等）	負担金、補助及び交付金	3,000
我那覇あん摩・マツサージ指圧はり・灸治療院	2013	健康部	国民健康保険課	はり・きゅう・あん摩等施術助成事業	負担金、補助及び交付金	3,200
歓会鍼灸院	2013	健康部	国民健康保険課	はり・きゅう・あん摩等施術助成事業	負担金、補助及び交付金	3,200
玉城鍼灸院	2013	健康部	国民健康保険課	はり・きゅう・あん摩等施術助成事業	負担金、補助及び交付金	3,200
一般社団法人 公共建築協会 沖縄地区事務局	2013	生涯学習部	施設課	一般事務費	負担金、補助及び交付金	4,000
沖縄県都市監査委員会	2013	監査委員	事務局	団体負担金（全国都市監査委員会等）	負担金、補助及び交付金	4,000
学校法人琉美学園 沖縄写真デザイン学校	2013	健康部	保健所 健康増進課	私立学校等定期健康診断促進事業	負担金、補助及び交付金	4,373
(株) マグナデザイン ネット	2013	経済観光部	商工農水課	万国津梁輸送ネットワーク強化事業	負担金、補助及び交付金	4,659
株式会社セルムテクノロジー	2013	経済観光部	商工農水課	万国津梁輸送ネットワーク強化事業	負担金、補助及び交付金	4,748
個人	2013	市民文化部	市民生活安全課	保安灯設置等事業補助金	負担金、補助及び交付金	4,800
与儀小学校区まちづくり協議会	2013	市民文化部	市民生活安全課	保安灯設置等事業補助金	負担金、補助及び交付金	4,800
株式会社 プロジェクト琉球	2013	経済観光部	商工農水課	万国津梁輸送ネットワーク強化事業	負担金、補助及び交付金	4,837
事業所税都市連絡協議会	2013	企画財務部	市民税課	負担金（一般事務費）	負担金、補助及び交付金	5,000
一般財団法人 日本造園修景協会	2013	建設管理部	花とみどり課	団体負担金	負担金、補助及び交付金	5,000
沖縄県図書館協会	2013	生涯学習部	中央図書館	団体負担金	負担金、補助及び交付金	5,000
沖縄県青少年センター連絡協議会	2013	学校教育部	教育相談課	団体負担金	負担金、補助及び交付金	5,000
沖縄県地域史協議会	2013	市民文化部	文化財課	歴史資料編集・普及事業	負担金、補助及び交付金	5,000
沖縄県農業委員会等職員協議会	2013	経済観光部	商工農水課	団体負担金（農業委員会費）	負担金、補助及び交付金	5,000
沖縄県博物館協会	2013	市民文化部	文化財課	那覇市歴史博物館事業	負担金、補助及び交付金	5,000
全国適応指導教室連絡協議会	2013	学校教育部	教育相談課	団体負担金	負担金、補助及び交付金	5,000
文化財指定庭園保護協議会	2013	市民文化部	文化財課	団体負担金	負担金、補助及び交付金	5,000
民宿 久米島	2013	経済観光部	商工農水課	離島支援連携事業	負担金、補助及び交付金	5,000
民宿 黒潮	2013	経済観光部	商工農水課	離島支援連携事業	負担金、補助及び交付金	5,000
沖縄県消防団長会	2013	消防本部	警防課	団体負担金	負担金、補助及び交付金	5,000
沖縄県農業共済組合	2013	経済観光部	商工農水課	団体負担金（畜産業費）	負担金、補助及び交付金	5,265
HBM鍼灸院	2013	健康部	国民健康保険課	はり・きゅう・あん摩等施術助成事業	負担金、補助及び交付金	5,600
南星荘	2013	経済観光部	商工農水課	離島支援連携事業	負担金、補助及び交付金	6,000
南部地区園芸振興推進協議会	2013	経済観光部	商工農水課	団体負担金（農業総務費）	負担金、補助及び交付金	6,000
ゆくいん 眞玉橋治療院	2013	健康部	国民健康保険課	はり・きゅう・あん摩等施術助成事業	負担金、補助及び交付金	6,400
南部地区農でグジョブ推進会議	2013	経済観光部	商工農水課	団体負担金（農業総務費）	負担金、補助及び交付金	6,719
沖縄総合通信事務所	2013	経済観光部	観光課	プロ野球キャンプ等支援事業	負担金、補助及び交付金	6,750
あかぎグループ（委任）	2013	市民文化部	市民生活安全課	保安灯設置等事業補助金	負担金、補助及び交付金	7,200
久茂地小学校区自治会	2013	市民文化部	市民生活安全課	保安灯設置等事業補助金	負担金、補助及び交付金	7,200
個人	2013	市民文化部	市民生活安全課	保安灯設置等事業補助金	負担金、補助及び交付金	7,200
真地321通り会	2013	市民文化部	市民生活安全課	保安灯設置等事業補助金	負担金、補助及び交付金	7,200
繁多川二丁目なかよし坂通り会	2013	市民文化部	市民生活安全課	保安灯設置等事業補助金	負担金、補助及び交付金	7,200
ハーブタイム	2013	経済観光部	商工農水課	離島支援連携事業	負担金、補助及び交付金	7,500
ビーチハウス宮城	2013	経済観光部	商工農水課	離島支援連携事業	負担金、補助及び交付金	7,500
(有) ハッピーライフ まるけん	2013	健康部	国民健康保険課	はり・きゅう・あん摩等施術助成事業	負担金、補助及び交付金	8,000
沖縄県公共工事契約業務連絡協議会	2013	都市計画部	契約検査課	一般事務費（土木管理費）	負担金、補助及び交付金	8,000
九州都市選挙管理委員会連合会	2013	選挙管理委員会	事務局	団体負担金（沖縄県各市選挙管理委員会連合会等）	負担金、補助及び交付金	8,000
久場川町自治会	2013	市民文化部	市民生活安全課	保安灯設置等事業補助金	負担金、補助及び交付金	8,160
はり灸悦治療院	2013	健康部	国民健康保険課	はり・きゅう・あん摩等施術助成事業	負担金、補助及び交付金	8,800

久場川町1丁目116番地通り会	2013	市民文化部	市民生活安全課	保安灯設置等事業補助金	負担金, 補助及び交付金	9,600
松尾二丁目自治会	2013	市民文化部	市民生活安全課	保安灯設置等事業補助金	負担金, 補助及び交付金	9,600
壺屋孜孜隣組	2013	市民文化部	市民生活安全課	保安灯設置等事業補助金	負担金, 補助及び交付金	9,600
南沖縄白寿ヘルストロンセンター	2013	健康部	国民健康保険課	はり・きゅう・あん摩等施術助成事業	負担金, 補助及び交付金	9,600
(社) 沖縄県対米請求権事業協会	2013	企画財務部	企画調整課	団体負担金(南部広域市町村圏事務組合等)	負担金, 補助及び交付金	10,000
一般社団法人 沖縄県発明協会	2013	経済観光部	商工農水課	団体負担金	負担金, 補助及び交付金	10,000
沖縄県合併処理浄化槽普及促進市町村協議会	2013	環境部	環境保全課	団体負担金	負担金, 補助及び交付金	10,000
沖縄県適応指導教室連絡協議会	2013	学校教育部	教育相談課	団体負担金	負担金, 補助及び交付金	10,000
公益財団法人日本さくら会	2013	建設管理部	花とみどり課	団体負担金	負担金, 補助及び交付金	10,000
民宿 あみもと	2013	経済観光部	商工農水課	離島支援連携事業	負担金, 補助及び交付金	10,000
民宿 なんくるないさあ	2013	経済観光部	商工農水課	離島支援連携事業	負担金, 補助及び交付金	10,000
なかそね鍼灸整骨院	2013	健康部	国民健康保険課	はり・きゅう・あん摩等施術助成事業	負担金, 補助及び交付金	10,400
まるか治療院	2013	健康部	国民健康保険課	はり・きゅう・あん摩等施術助成事業	負担金, 補助及び交付金	11,200
沖縄県総合通信事務所	2013	消防本部	警防課	消防防火事業	負担金, 補助及び交付金	12,000
楽らくはり・きゅう・マッサージ治療院	2013	健康部	国民健康保険課	はり・きゅう・あん摩等施術助成事業	負担金, 補助及び交付金	12,800
沖縄県社会教育指導員連絡協議会	2013	生涯学習部	生涯学習課	団体負担金(社会教育費)	負担金, 補助及び交付金	13,000
全国食品衛生主管課長連絡協議会	2013	健康部	保健所 生活衛生課	食品衛生監視指導事業	負担金, 補助及び交付金	13,000
那覇地区交通安全協会	2013	総務部	管財課	車両管理事業	負担金, 補助及び交付金	13,300
建設業労働災害防止協会沖縄県支部	2013	建設管理部	道路管理課	一般事務費	負担金, 補助及び交付金	13,700
沖縄県電波協力会	2013	消防本部	総務課	団体負担金	負担金, 補助及び交付金	14,000
安岡自治会	2013	市民文化部	市民生活安全課	保安灯設置等事業補助金	負担金, 補助及び交付金	14,400
泉崎一丁目自治会	2013	市民文化部	市民生活安全課	保安灯設置等事業補助金	負担金, 補助及び交付金	14,400
大石森会	2013	市民文化部	市民生活安全課	保安灯設置等事業補助金	負担金, 補助及び交付金	14,400
美田団地自治会	2013	市民文化部	市民生活安全課	保安灯設置等事業補助金	負担金, 補助及び交付金	14,400
キャッツ イン クラマ	2013	経済観光部	商工農水課	離島支援連携事業	負担金, 補助及び交付金	15,000
民宿 伊佐	2013	経済観光部	商工農水課	離島支援連携事業	負担金, 補助及び交付金	15,000
与那原地区交通安全協会	2013	環境部	クリーン推進課	一般事務費	負担金, 補助及び交付金	15,000
那覇地区市町村教育委員会連合会	2013	生涯学習部	総務課	団体負担金(委員会)	負担金, 補助及び交付金	15,000
赤嶺針灸マッサージ院	2013	健康部	国民健康保険課	はり・きゅう・あん摩等施術助成事業	負担金, 補助及び交付金	15,200
東洋ハリ治療院	2013	健康部	国民健康保険課	はり・きゅう・あん摩等施術助成事業	負担金, 補助及び交付金	15,200
沖縄気象災害防止協議会	2013	消防本部	総務課	団体負担金	負担金, 補助及び交付金	15,750
沖縄県やさいフェスティバル実行委員会	2013	経済観光部	商工農水課	団体負担金(農業総務費)	負担金, 補助及び交付金	15,911
(財) 日本消費者協会	2013	市民文化部	市民生活安全課	消費生活相談員等レベルアップ事業	負担金, 補助及び交付金	16,000
みどりヶ丘自治会	2013	市民文化部	市民生活安全課	保安灯設置等事業補助金	負担金, 補助及び交付金	16,080
おもろまち自治会	2013	市民文化部	市民生活安全課	保安灯設置等事業補助金	負担金, 補助及び交付金	16,800
寄宮自治会	2013	市民文化部	市民生活安全課	保安灯設置等事業補助金	負担金, 補助及び交付金	16,800
久場川通り会	2013	市民文化部	市民生活安全課	保安灯設置等事業補助金	負担金, 補助及び交付金	16,800
局前通り会	2013	市民文化部	市民生活安全課	保安灯設置等事業補助金	負担金, 補助及び交付金	16,800
県営大橋市街地住宅自治会	2013	市民文化部	市民生活安全課	保安灯設置等事業補助金	負担金, 補助及び交付金	16,800
与儀白ゆり通り会	2013	市民文化部	市民生活安全課	保安灯設置等事業補助金	負担金, 補助及び交付金	16,800
富山指圧鍼灸接骨院	2013	健康部	国民健康保険課	はり・きゅう・あん摩等施術助成事業	負担金, 補助及び交付金	16,800
養護老人ホーム 首里借生園	2013	健康部	保健所 健康増進課	私立学校等定期健康診断促進事業	負担金, 補助及び交付金	16,964
民宿 星砂荘	2013	経済観光部	商工農水課	離島支援連携事業	負担金, 補助及び交付金	17,500
治療院 ナチュラル	2013	健康部	国民健康保険課	はり・きゅう・あん摩等施術助成事業	負担金, 補助及び交付金	17,600
一般社団法人 日本住宅協会	2013	建設管理部	建設企画課	住宅関連施策検討調査事業	負担金, 補助及び交付金	18,000
瑞海~zmi~鍼灸院	2013	健康部	国民健康保険課	はり・きゅう・あん摩等施術助成事業	負担金, 補助及び交付金	18,400
田原はり灸院	2013	健康部	国民健康保険課	はり・きゅう・あん摩等施術助成事業	負担金, 補助及び交付金	18,400
沖縄県保育士会	2013	こどもみらい部	こどもみらい課	団体負担金	負担金, 補助及び交付金	19,589
沖縄県公立文庫施設整備期成会	2013	生涯学習部	施設課	団体負担金	負担金, 補助及び交付金	20,000
沖縄総合通信事務所	2013	学校教育部	学務課	中学校管理運営費	負担金, 補助及び交付金	20,000

### (3) 部別順

部	件数	金額
健康部	103	45,528,715,881
福祉部	92	19,518,753,444
こどもみらい部	512	7,795,321,106
都市計画部	23	383,940,650
経済観光部	195	318,911,284
市民文化部	368	84,749,758
生涯学習部	33	37,325,143
学校教育部	28	26,410,508
総務部	15	12,534,200
消防本部	17	8,657,606
環境部	13	7,240,569
企画財務部	14	7,052,117
建設管理部	17	5,359,800
議会事務局	6	3,326,900
選挙管理委員会	3	161,100
監査委員事務局	4	132,000
合計	1,443	73,738,592,066

## 3. 那覇市における補助金適正化に関する取組

### (1) ガイドラインの策定

補助金は、性質によって義務的な補助と任意的な補助に大別されるが、那覇市の補助金は約95%が任意的な補助であり、自由度が高いことが特徴である。それゆえ、市民への説明責任、補助金の公益性・公平性を保つためにも、常に適正化に努めることが必要である。

那覇市においては、平成16年に策定された「補助金等に関する基本指針」に基づき、適正な交付と見直しが進められてきた。しかしながら、補助導入当初の目的が相対的に低下した場合においても、廃止等の抜本的な見直しが行われることなく補助が長期化するものや、補助対象経費に対する補助率が高止まりして補助金への依存度が高まり、補助対象団体の自立に向けた取組みの遅滞を招くケースが散見された。

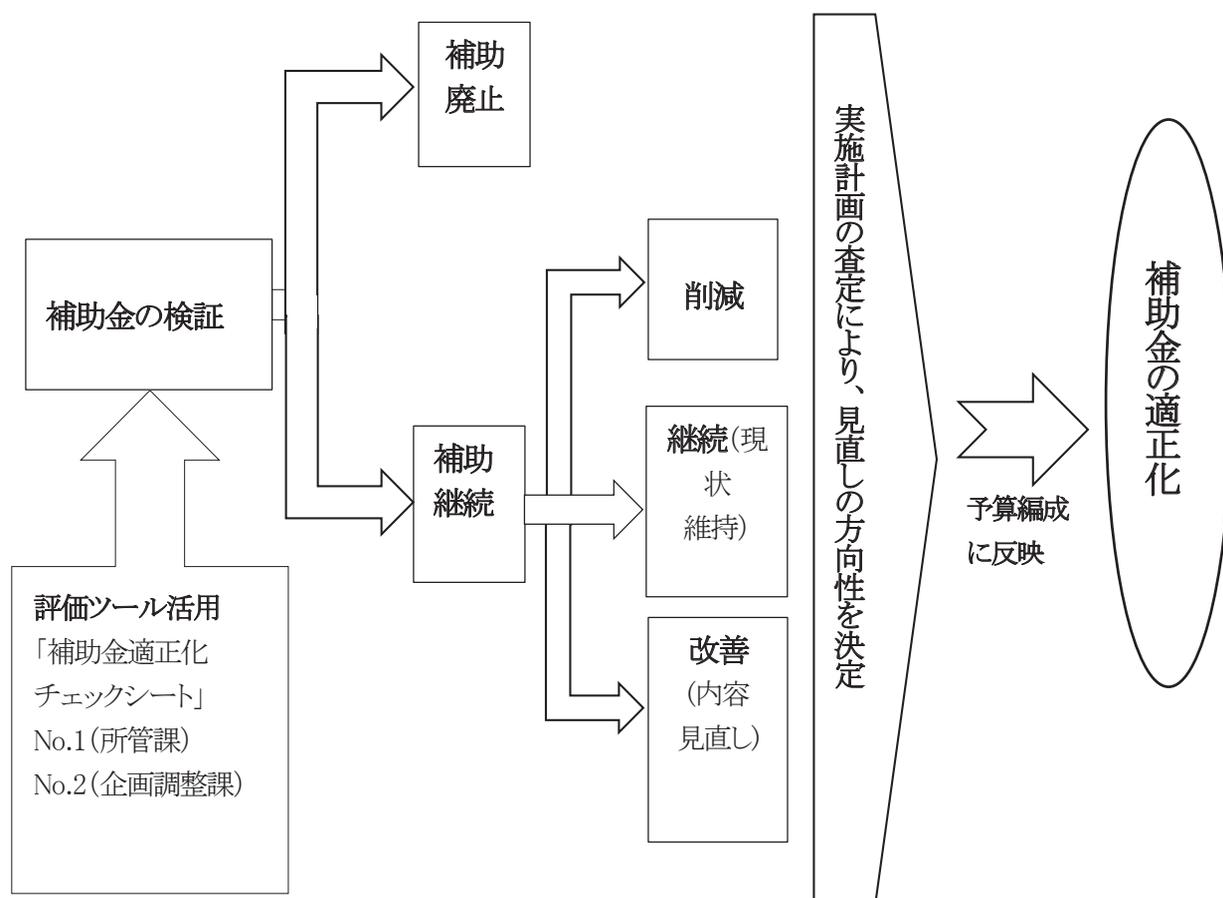
このような状況を受けて、平成26年7月、補助金の徹底した見直しを進めるべく、「那覇市の補助金に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)が策定された。ガイドラインにおいては、補助とは、あくまで自主的に公益的な事業を行うことに対する行政からの「支援」であることを明確にして、補助金の適正化が強く押し進められている。具体的には、ガイドラインの実効性を確保するため、補助金にかかる必要性や公益性等について、評価ツールとしての「補助金適性化チェックシート」を設け、ガイドラインに基づき作成した評価ツールを活用して検証を行うことにより、廃止、削減、改善等の見直しの方向性を定め、PDCA(plan-do-check-act)(計画-実行-評価-改善)サイクルを回しながら、補助金の適正化を図るとされている。なお、当該ガイドラインは巻末参考資料に掲げている。

## (2) 補助金適正化スケジュールの策定

ガイドラインにおいては、補助金適正化の事務手順が策定されていたが、その後、改訂され、「平成27年度 補助金適正化スケジュール」となっている。具体的内容は、次のとおりである。

手順	時期	作業内容	備考
1	実施計画要求に向けて (7/1~7/23)	<所管課による検証> 別添様式「補助金適正化チェックシート (No. 1)」を補助金ごとに作成し、検証を行う。	所管課
2	実施計画要求 (7/23〆切)	<要求> 実施計画要求の添付資料として、上記シートを提出する。	所管課
3	実施計画 各課ヒアリング (7/24~9月中旬)	<企画調整課による検証> 実施計画要求を受けて、企画調整課担当が「補助金適正化チェックシート (No. 2)」を作成、各課ヒアリングを実施する。	企画調整課
4	実施計画部内査定 (8月~10月頃)	<査定> 上記シートを活用して見直しの方向性を決定、補助額を査定する。(企画財務部内調整)	企画調整課
5	実施計画内示 (10月中旬~)	実施計画部内査定後、最終調整(二役査定)を経て、実施計画を内示する。(補助金除く)	企画調整課
6	補助金内示 (11月~12月頃)	<内示> 実施計画部内査定後、最終調整(二役査定)を経て、補助金について内示する。	企画調整課
7	補助金内示後	<要綱の整備> 補助金交付要綱の改正等の整備を行う。	所管課
8	当初予算編成時	<適正化> 次年度当初予算に査定内容を反映し、適正化を進める。	所管課

<補助金適正化のイメージ>  
(ガイドラインより)



#### 4. 監査の対象とした補助金

監査対象とした補助金は、上記2. で市から入手したデータの中から、市が単独で財源措置している交付額が多い補助金を中心に、事前に市に対し作成を依頼した「補助金適正化チェックシート (No.1)」及び補助金等アンケート (その1及びその2) (以下、それぞれ、「チェックシート」及び「アンケート」という。) の回答結果も踏まえ、補助者との協議のうえ選定した。なお、チェックシート及びアンケートは様式を巻末の参考資料に掲載している。

監査対象とした補助金は、以下のとおりである。

部局	部連番	課名	補助金名
総務部	1	総務課	南部市町村会負担金
	2	総務課	防災行政無線（デジタル・アナログ）電波利用料、MCA無線電波利用料
企画財務部	1	市民税課	地方税電子化協議会関係負担金
市民文化部	1	市民生活安全課	那覇市保安灯設置等事業補助金
	2	市民生活安全課	那覇市自治会等保安灯電気料相当額補助金
	3	まちづくり協働推進課	那覇市自治会長会連合会事業補助金
	4	まちづくり協働推進課	那覇市自治会事務所賃借料補助金
	5	まちづくり協働推進課	那覇市コミュニティ助成事業補助金
	6	まちづくり協働推進課	那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金
	7	文化振興課	文化協会助成事業補助金
経済観光部	1	商工農水課	那覇市農業振興対策補助金(那覇市農業振興事業（ビニールハウス設置補助）)
	2	商工農水課	水産物流通支援事業補助金（市漁マグロ等水産物流通支援事業）
	3	商工農水課	企業立地促進奨励助成金
	4	商工農水課	那覇市におけるナイトカルチャー創出・発信拠点づくり事業補助金
	5	商工農水課	中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業助成金
	6	商工農水課	那覇市離島連携事業助成金
	7	なはまちなか振興課	那覇市頑張るマチグッサー支援基金事業補助金
	8	観光課	那覇市観光振興事業補助金(観光協会運営補助金)
	9	観光課	那覇市観光振興事業補助金(観光協会事業補助金)
	10	観光課	那覇市観光振興事業補助金(那覇爬龍船振興会補助金)
	11	観光課	那覇市観光振興事業補助金(那覇大綱挽回保存補助金)
	12	観光課	那覇市観光振興事業補助金(観光まちづくり整備補助金)
	13	観光課	那覇市観光振興事業補助金(観光案内所運営補助金)
	14	観光課	那覇市観光振興事業補助金(ストリートダンスバトル in 国際通り観光誘客事業)
	15	観光課	那覇市観光振興事業補助金(那覇爬龍船振興会補助金（繰越明許）)
環境部	1	環境政策課	那覇市住宅用太陽光発電システム補助金
	2	環境政策課	屋上・壁面緑化助成金
	3	環境保全課	漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会負担金

福祉部	1	福祉政策課	那覇市社会福祉協議会補助金
	2	福祉政策課	那覇保護区保護司会補助金
	3	福祉政策課	那覇市地域福祉基金事業補助金
	4	福祉政策課	那覇市社会福祉協議会補助金(法人後見推進事業)
	5	障がい福祉課	那覇市社会福祉事業補助金(那覇市手をつなぐ育成会運営補助金)
	6	ちやーがんじゅう課	那覇市シルバー人材センター運営補助金
	7	ちやーがんじゅう課	軽費老人ホーム事務費補助金
健康部	1	健康増進課	那覇市救急医療事業補助金
	2	健康増進課	平成24年度那覇市災害対策機器整備事業補助金
	3	地域保健課	特定不妊治療費助成金
こどもみらい部	1	こども政策課	児童クラブ運営補助金
	2	こども政策課	児童クラブ賃借料補助金
	3	こどもみらい課	特別保育事業(単独分・障がい児保育事業)
	4	こどもみらい課	特別保育事業(単独分・地域活動事業)
	5	こどもみらい課	平成25年度 認可外保育施設環境整備事業(指導監督基準維持継続事業) 補助金
	6	こどもみらい課	平成25年度 待機児童対策特別事業(認可外) 保育施設研修事業
	7	こどもみらい課	沖縄振興特別推進事業交付金(認可外保育施設熱中症対策支援事業)
	8	こどもみらい課	那覇市待機児童対策特別事業(認可化移行支援事業) 補助金
都市計画部	1	都市計画課	那覇港管理組合補助金(沖縄振興特別推進交付金)
	2	都市計画課	那覇港管理組合補助金(地域の元氣臨時交付金)
	3	都市計画課	都市景観助成金
	4	建築指導課	那覇市民間住宅耐震化促進事業費補助金
	5	市街地整備課	那覇市相対売り継承支援事業補助金、沖縄振興特別推進市町村交付金
建設管理部	1	建築工事課	住宅騒音防止対策事業費補助金
	2	道路管理課	私道整備補助金
消防局	1	予防課	那覇市女性防火クラブ補助金
生涯学習部	1	生涯学習課	那覇市育英会補助金
	2	市民スポーツ課	那覇市体育協会事業費補助金
	3	市民スポーツ課	児童のスポーツ県外派遣補助金
学校教育部	1	学校教育課	児童・生徒の県外派遣に関する補助金
	2	学校教育課	共済負担金小学校
	3	学校教育課	那覇地区中学校体育連盟主催事業補助金
	4	青少年育成課	那覇市生涯学習振興費補助金(那覇市青少年健全育成市民会議)
	5	青少年育成課	那覇市生涯学習振興費補助金(那覇市青年団体連絡会)

また、以下の補助金交付先団体へ往査した。

往査先団体
一般社団法人 那覇市観光協会
一般社団法人 那覇爬龍船振興会
一般社団法人 那覇大綱挽保存会
社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会
那覇保護区保護司会

## 第3章 総論

### 1. 包括外部監査の結果及び意見（まとめ）

#### （1）補助金等の有効性について

補助金監査の結果、選定した多くの補助金の有効性について、市が交付した補助金がどのような成果があり、市民の福祉向上にどれくらい役立っているのか判断することができなかった。

そもそも、市の補助金は、市の政策目標とそれを具体的な実行計画に落とし込んだ基本計画に基づき交付されており、「那覇市第4次総合計画」においては、「施策の方針とめざそう値」として、客観的な数値目標が定められている。しかし、これら計画には目標値が定められているが、個々の補助金について、客観的な成果指標が無いものが散見された。

また、那覇市ガイドラインでは、有効性については、「補助金額に見合う効果が十分に期待できるものであること。また、今後も効果の向上が期待できるものであること。」とされているが、「補助金に見合う効果」があるのか否か、また、「効果の向上が期待できるもの」なのかどうか判断できないのである。極端な言い方をすれば、効果があるのかどうか判断できないものは、財政健全化の観点から、すべていったん廃止ということにせざるを得ない状況である。

さらに、地方自治法では、第2条第14項で「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定め、また、地方財政法においても、予算の執行に関して、第4条第1項で「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定められている。これらは地方自治運営の根本原則であり、補助効果の測定を客観的にを行うことを法が求めているとも言えるのであるから、個々の補助金ごとに客観的な成果指標の設定が必要である。

そのためには、市は、補助金ごとの客観的な成果指標を整備するための手段として、補助要綱等に交付目的を明確かつ具体的（例、「～の活性化のため」は×）に定めるとともに、交付先に対して、補助事業等の実績に係る客観的なデータの提出を義務付けるなどの方法をとるべき（指摘）であろう。

#### （2）補助金改革に関する実効性確保について

既述した通り、市は、平成26年7月、補助金の徹底した見直しを進めるべく、「那覇市の補助金に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定している。今後は、ガイドラインに基づき、補助金改革が推進していくものと思われる。

初めに、ガイドラインでは、補助金の交付見直し基準として、①基本的な視点、②財政的な視点の二つの視点で見直しを進めることを基本としつつ、一方で、補助金は、補助対象や内容により性質が異なるため、性質別に分類した上で、その分類ごとに交付基準を定め、補助金の適正化を図ることとされている。

しかし、このような複合的な基準では、どの基準が優先されるのか判断できず、返って適正化が進まないことも懸念される。もちろん補助金は、政策的な側面も有しているので、財政的な視点のみで判断できない場合もあろう。とは言え、補助金も市民の貴重な税金が使われているのであるから、1円たりとも無駄遣いは許されないのであり、「公益上必要性がある場合」に限り支出できるという基本原則は守らなければならない。

そこで、この基本原則が遵守されているかどうかを判断するための手段として、補助事業に関する補助目的、実施（活動）状況などの情報公開により、説明責任を果たすことが必要である。そのことによって、市民の補助事業への関心が高まり、住民参加の機会も増えていくと思われる。さらに、情報公開は、補助事業の実施にあたっての緊張感を維持するとともに、効率的運営を促すことにもつながる。

そのためには、市は、市の広報やホームページでの情報提供をはじめ、補助金交付の条件として情報公開を義務付けるなどの方策も検討すべき（意見）と考える。

次に、ガイドラインでは、ガイドラインの実効性を確保するため、補助金にかかる必要性や公益性などについて、評価ツールとしての「補助金適正化チェックシート」を設定し、ガイドラインに基づき作成した評価ツールを活用して検証を行うことで、廃止、削減、改善等の見直しの方向性を定め、PDCAサイクルをまわしながら補助金の適正化を図っていくものとするとして、補助金適正化の作業は、持続的に行うことの必要性が定められている。

しかし、このガイドラインでは、PDCA サイクルの計画、実行については定めがあるが、適正化の実効性の検証とその検証結果を踏まえてどのように行動するかにつき具体的な定めはない。今回の包括外部監査は、外部の第三者による客観的な検証作業のひとつと言えるが、補助金適正化作業を持続的なものとするためには、情報公開とともに、市は、例えば、外部の第三者からなる「補助金審査会」等を設置し、客観的評価を受けることも検討すべき（指摘）である。

### （3）運営費補助について

市は、現在、市の政策と密接に関わりのある多くの団体に対して運営費補助金を交付している。今回の監査では、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）や一般社団法人那覇市観光協会（以下、「市観光協会」という。）などへの運営費補助金が対象となっている。詳しい監査結果は、それぞれの監査結果報告を参照していただきたいが、全般的に指摘できることは以下の通りである。

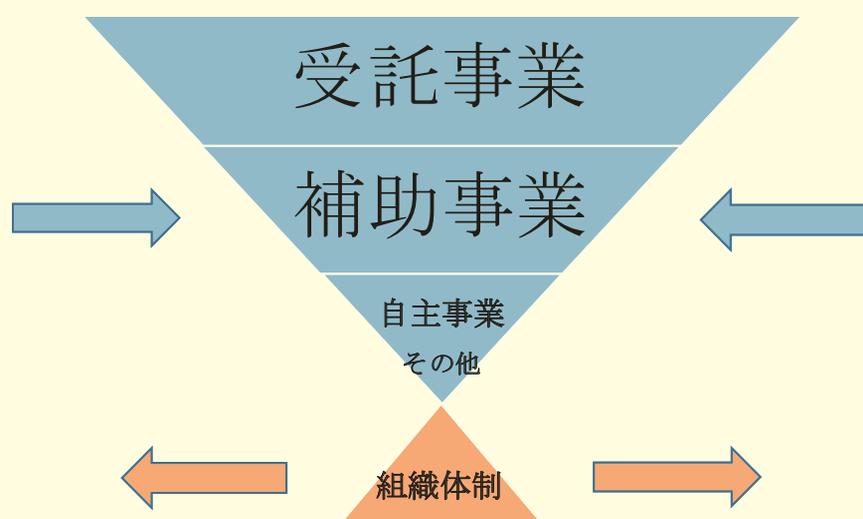
#### ① 交付先団体の組織運営の現状について

交付先団体は、例えば、市社協は、「地域福祉の推進を図ることを目的」（社会福祉法 109 条）として、また、市観光協会は、「那覇市及びその周辺地域の観光事業振興を図り、地域文化の向上及び経済の発展向上に寄与し、合わせて公益に資することを目的」として設立されており、設立目的を達成するためにさまざま事業を展開している。そして、市は、これらの団体への設立時の関与などから、今まで継続して補助金、委託金などの財政支援を実施している。なお、過去においては、市職員の派遣という人的支援も行われていたが、職員派遣と給与負担の問題などから、今では、一部の団体において、給与が団体負担の職員 OB がいるところもあるが、派遣職員はいない。そのような関連で、常務理事や事務局長などとして市の職員が外向していた期間が長かったこともあり、今でも、「お役所

的」な運営から抜けきれない状況もある。また、これら団体の人件費水準も、設立当初から最近まで、市の給与に準じて支給されていたため、効率的な運営の妨げになっていたことなどから、民間並みの水準への見直しが進められてきた。現在の給与水準について、いくらが妥当であるかを論じることは困難であるが、同業種、同規模団体の給与水準から大きくかい離していなければ問題なしとせざるを得ない。

また、市社協や市観光協会は、「第4次総合計画」など市が策定する計画上、その役割が明記されているが、今では、市からの補助事業に加え、多くの委託事業を抱えることになり、事務局などの組織体制が追い付いていない。すなわち、日常の業務に追われ、本来の設置目的に沿った事業展開ができない、あるいは、自立に向けた計画の策定など、民間事業者であれば、当然行わなければならない組織運営の企画調整作業などができない状況である。加えて、平成24年度から、いわゆる「一括交付金」を活用した事業も加わり、ますます状況が悪化している。

このように、団体が実施している事業と団体の組織との関係を極めて単純化したものが下図である。



## ② 交付先団体の組織運営のあり方について

市社協、市観光協会はもとより、その他の多くの交付先団体の組織体制が上図の通りである。事業と組織が大きくアンバランスになっている。このような状況を解消するためには、事業規模の適正化（スリム化）を図るか、あるいは人員の増加など、組織体制を事業規模に合わせて拡大するしかないが、組織体制の拡大は、市の厳しい財政状況のもと、運営費補助との関連で極めて困難である。従って、現在の事業規模を適正なものとし、その事業規模に見合った組織体制を整備するしかない。では、いかんにして事業規模を適正化するかであるが、その際の考え方として、交付先団体は、(i) 団体の本来の設置目的に立ち返り、当該団体にしかできない事業で公共性、公益性がより高い事業に集中していく方向で事業を整理することと、(ii) 市との関係で、市が行うべき事業と団体が行うべき事業との役割分担の明確化の2つの視点で見直しを進めるべきである。(意見)

### ③ 交付先団体の透明性確保と説明責任について

本来、市が補助金や委託金などの財政支援を行うのは、支援する事業の高い公共性や公益性などが求められるからであり、そのような事業を行う団体にふさわしい場合には、当該団体への運営補助の公益上の必要性や補助金額の妥当性が認められると考えられる。しかしながら、現状では、財政支援を受ける団体が、その事業の成果について十分な説明責任を果たしていない（果たせない）ので、団体が実施している事業が公益上の必要性があるかどうかの判断ができない状況もある。従って、今後は、団体側においても、実施事業の内容や成果について、市民へのよりいっそうの説明責任を果たしていくことが求められる。この結果、団体が実施する事業が、市民の福祉向上に貢献していると認められる場合には、市は、団体運営に必要な補助は当然に行うべき（意見）である。

## 2. 補助金等に関するその他の結果及び意見

### (1) 団体等運営における繰越金（積立金）の状況について

第5章において詳述しているが、特に社会福祉法人については、多くの団体で、補助金を超える繰越金がある。経営分析の結果、市が補助金を交付している56の社会福祉法人のうち、51団体、率にして9割を超える団体の繰越金が補助金を上回っていた。ただし、繰越金については、団体内部の適正な手続きを経て、規定に則り積立てられているとは思われるので、ただちに問題があるというわけではないが、市は、このような状況にある団体については、ガイドラインに基づき、繰越金の保有目的や規定などを調査し、資金使途などを確認したうえで、補助金交付の必要性等を再検討すべき（指摘）である。

### (2) 上部団体等への再補助の検証について

補助金等交付先が、負担金、委託金等の名目で、上部団体等へ資金を再拠出しているケースが多くある。例えば、南部市町村会負担金の一部が、畜産共進会協議会負担金などとして使われているケース、那覇地区中学校体育連盟に対する補助金が、沖縄県中学校体育連盟に対する分担金として支出されるケース、NPO法人那覇市体育協会に対する那覇市体育協会運営補助金のうち一部が、沖縄県体育協会加盟負担金として支出されるケースなど、その他にも多くの補助金等交付先団体で同様の事例がある。これらの中には、補助金等交付額の約4割を超える資金が上部団体等へ流れているケースもみられる。個別の監査報告の中で詳述しているが、このような状況では、市が直接補助した交付先以外にも、さらに上部団体に対する補助金等の使途を含めた検証を実施しなければ、全体の補助金額の適正性などの検証が行えないことにもなる。

市は、ガイドラインに基づき、上部団体等へ再補助する場合は、再補助の目的を明確にするとともに、上部団体等の資金使途についても把握すべきであり、上部団体等が公益性の高い団体か否かチェックする必要がある。その結果によっては、間接補助は行わないで、上部団体等への直接補助に切り換えることも検討する必要がある。（指摘）

### (3) 実績報告書における決算書のチェック体制について

市が、実績報告書の一部として入手している交付先団体等の決算書に対する検証が十分でない。会計の専門家であれば、すぐに分かるような問題点の把握ができていない。団体において、補助金が補助目的にしたがって適正に使用されているかどうかは、決算書を検証することにより明らかになるが、

これらの検証が不十分である。団体によっては、団体内部の監事等の会計監査を受けているところもあるが、補助金の交付元として、決算書が正しく作成されているかどうかについて、概要でも把握しておく必要がある。もちろん、市職員で会計の知識があり決算書を十分に理解できる方はほとんどいない点は理解できるので、市は、実績報告書と合わせて提出する決算書については、会計の知識のない担当者でも機械的に検証できるよう、統一した様式を設けてポイントのみ別紙として作成する方法なども考えられる。かなり困難な面もあるとは思われるが、会計の専門家のアドバイスも得ながら工夫していただきたい（意見）。さらに、このような状況を補完する意味からも、会計の専門家を含めた第三者による例えば、「補助金審査会」などを設置し、定期的な検証を行うことが必要であろう。

#### (4) 「定率補助」を原則とすること

監査の結果、補助金の額が、前年度の実績や交付先の見込みによる要求額に基づいて決められているなど、補助額算定に客観性がないケースが散見された。

市は、補助金は定率補助が原則であること、また、ガイドラインに基づき、補助率は、原則として補助対象経費の1/2を上限とすることを再確認する必要がある。（指摘）

#### (5) 負担金の見直しについて

今回の監査において、事前に市から入手したデータの中に多数の負担金が含まれていた。少額のものでは、数百円、数千円単位の負担金も多く存在している。

今回は、監査の効率性の観点などからこのような負担金を直接の監査対象として選定してはいるが、一部の負担金については監査しており、その結果も踏まえ以下の2点を指摘したい。

- ① 市は、法令、契約等に基づいて国、他の地方公共団体(一部事務組合等含む)との特定事業から特別の利益を受けることに対して、一定の金額を負担し、支出するものについては、経費負担に超過が生じていないか検証するとともに、必要があれば他の地方公共団体などに対して、行財政改革への取組みや経費節減などを通じた負担金の引き下げを要請する。（指摘）
- ② 市は、各種団体を市が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支出するものについては、市政運営上に支障がない場合は、脱会（場合によっては解散）する。また、脱会が市政運営上、支障をきたす場合には、当該団体などに対して、行財政改革への取組みや経費節減などを通じた負担金の引き下げを要請する。（指摘）

#### (6) 那覇市出資団体の有無等について

監査の結果、交付先団体である、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会、公益社団法人那覇市シルバー人材センター、一般社団法人那覇市観光協会、公益財団法人那覇市育英会、NPO 法人那覇市体育協会などは、設立時の関与や、これまでの市職員派遣などの人的支援や財政支援などの経緯を踏まえると、市と極めて密接な関わりがある団体であることが分かる。

しかし、市が過去においてこれらの団体に対して出資を行ったかどうかについては、なぜか判然としない。このことに関して質問はしているものの、一部を除き明確な回答はない。

ところで、地方自治法では、地方自治法第 221 条 3 項および同法施行令 152 条により、地方公共団体の長は、予算執行の適正を期するため、その自治体が 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社（以下、「法人」という。）の収支状況などについて報告を徴し、また予算執行状況を実地調査することができるとしている。また、同法 243 条の 3 第 2 項により、地方公共団体の長は、その自治体が 2 分の 1 以上を出資している法人の毎年度の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出する義務を負うとしており、さらに、同法 199 条 7 項後段および同法施行令 140 条の 7 により、自治体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資している法人について、監査委員は、その法人の経営状況を監査する権限を有しているとされており、これらとの関連においても、市出資団体への出資比率の判定が必要である。

市は、上記で記載した団体への出資の有無も含め、その他の市出資団体の有無とその出資比率につき、調査して明らかにする必要がある。（指摘）

# 第4章 那覇市の補助金全般についての

## 法的考察

### 1. 補助金の法的根拠等

#### (1) 地方自治法の規定

地方自治法 232 条の 2 は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定しており、補助金の交付は「公益上必要がある」と認められる場合のみ許されるものである。そして、「公益上必要がある」か否かは個々の事例に則して認定されるが、補助の目的・内容は客観的に公益上必要であると認められるものでなければならない。

#### (2) 判例

この「公益上必要」の意義については、判例によって個々の事例に応じ様々な判断が集積されており、リーディングケースとしては次の各判例が挙げられる。

##### ① 最高裁平成 17 年 10 月 28 日第二小法廷判決

###### 【判決の概要】

町が公の施設を存続させるため、その管理及び運営を委託している権利能力のない社団の赤字を補てんするのに必要な補助金を交付したことが、地方自治法 232 条の 2 に定める公益上の必要を欠くとはいえないとされた事例

##### ② 最高裁平成 17 年 11 月 10 日第一小法廷判決

###### 【判決の概要】

市が主導して外国都市との間の高速船の運航事業を目的として設立した第三セクターに対し、その経営破たん後に地方自治法 232 条の 2 に定める公益上の必要があるとして補助金を支出したことについて、市長の判断に裁量権の逸脱、濫用の違法があるとはいえないとされた事例

##### ③ 最高裁平成 18 年 1 月 19 日第一小法廷判決

###### 【判決の概要】

県が、県議会議員の職にあった者の功労に報いるとともにその者らに引き続き県政の発展に寄与してもらふ趣旨で、その者らのうち会則の趣旨に賛同する者を会員とする元県議会議員会の事業を補助するために補助金を交付した場合において、同補助金の対象となった事業がいずれも同会の会員を対象とした内部的な行事等であってその事業自体に公益性を認めることができないこと、同補助金の額が同会の事業の内容や会員数に照らし県議会議員の職にあった者に対する礼遇として社会通念上是認し得る限度を超えていることなど判示の事情の下においては、同補助金の支出は、地方自治法 232 条の 2 所定の公益上の必要性の判断に関する県の裁量権の範囲を逸脱したものとして違法であるとされた事例

##### ④ 最高裁平成 23 年 1 月 14 日第二小法廷判決

###### 【判決の概要】

町がその所有する普通財産である土地を町内の自治会に対し地域集会所の建設用地として無償で譲渡したことにつき、地方自治法 232 条の 2 所定の公益上の必要があるとした町長の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用による違法があるとはいえないとされた事例

総じていえば、従前の判例においては、「公益上必要である」か否かの判断は、諸般の事情の総

合的判断が必要であることから、地方公共団体の長等の裁量に委ねられており、特に社会通念上不合理的な点や不公正な点があるなど、その逸脱・濫用があった場合に限り違法と評価されている。しかしながら、このような裁量が認められてはいるものの、条例や議会の議決がある場合であっても「公益上必要がある」とはいえない場合があり得ると一貫して判断されている点に留意すべきである。

### (3) 補助金等適正化法の規定

国の補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(以下「補助金等適正化法」という。)が規定している。補助金等適正化法の目的は、「補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ること」である(同法1条)。

補助金等適正化法は、国が国以外の者に対して交付する補助金等について規定するものであり、本件のように地方公共団体が交付する補助金等については適用されない。もっとも、市が条例で定める補助金に関する規則や要綱は、補助金等適正化法に準ずるものとして作成されていることから、市が交付する補助金についても、同法の趣旨に則って、その適正性が判断されるべきである。

具体的にいえば、補助金等適正化法3条は次のとおり規定しているところ、市が交付する補助金についても、同条の視点からのチェックがなされるべきである

「第3条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。」

(下線は引用者において付記)

## 2. 那覇市における補助金に関する規程

### (1) 那覇市補助金等交付規則(昭和52年6月1日・規則第34号)

那覇市においては、那覇市補助金等交付規則(以下「交付規則」という。)が、法令に特別の定めがあるもののほか、補助金等の交付に関する基本的事項を定めている。交付規則2条1項において、「補助金等」とは、

「市が市以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

(1) 補助金

(2) 利子補給金

(3) その他相当の反対給付を受けない給付金であつて、市長が別に定めるもの」

と定義づけられている。よって、補助金という名目ではなく交付金、助成金、負担金、奨励金等の名目であっても、交付規則の対象となりうる。

また、交付規則3条は、「補助金等は、市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対し、予算の範囲内において、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。」と規

定し、地方自治法 232 条の 2 と同じく、補助金等の交付につき「公益上必要がある」との要件を課している。この「公益上必要」の要件についても、地方自治法の場合と同様、客観的に公益上必要であることを意味するものと解すべきである。

その他、交付規則は、次の事項等を規定している。

- ア 補助金等の交付の決定とその取消しに関する事項（5 条、7 条、9 条、16 条、17 条）
- イ 補助金等の申請とその取下げに関する事項（4 条、8 条）
- ウ 補助金等の交付の条件に関する事項（6 条）
- エ 報告に関する事項（11 条、12 条）
- オ 補助金等の額の確定と交付時期に関する事項（13 条、15 条）
- カ 加算金及び延滞金に関する事項（18 条）

## (2) 補助金等交付要綱

さらに、那覇市においては、個々の補助事業や交付先ごとに補助金等の交付要綱が定められており、交付の目的、補助事業、補助金等交付の対象者、補助金額の算定方法等の具体的事項が規定されている。（各交付要綱については、各補助事業や交付先についての監査報告の中で、必要に応じて指摘する。）

## 3. 補助金全般についての法的考察

### (1) 概説

ガイドラインにおいても述べられているとおり、補助金の効果的な活用は地域活性化や産業振興等の公共の課題解決のための有効な手段となるが、補助の長期化・既得権化や補助金への過度の依存が交付団体の自立を阻害するなどの弊害がある。補助金の原資は市民らから徴収された貴重な税金で賄われていることから、補助金の交付に当たっては、公益性の高さだけでなく、公平性や有効性等についても慎重かつ十分に考慮しなければならない。

上記のガイドライン及び適正化スケジュール（以下、この 2 つを総称して「ガイドライン等」という。）は、地方自治法 232 条の 2 及び那覇市における交付規則の規定内容を具現化したものであり、補助金適正化の基準として評価できるものである。もっとも、これらが画餅とならぬよう、ガイドライン等に沿った運用が現実になされていることの検証が不可欠であることはいうまでもない。

今回の包括外部監査の対象年度は平成 25 年度であり、ガイドライン等の策定前ではあるが（一部、ガイドライン等制定後に運用が改善されている補助金もある。）、ガイドライン等に則って過去の状況を監査し指摘することは、今後のさらなる補助金適正化に資するものと考えられることから、今回の監査においても、ガイドライン等の視点から監査を行った。

その結果、総じていえば、今回の監査対象とした補助金交付について、ガイドライン等の要件を十分に満たしているものは少なく、今後のガイドライン等に沿った運用改善が喫緊の課題といえる。

### (2) 各要件等についての検討

ガイドライン「3 補助金の交付・見直し基準」においては「(1)基本的な視点」として、必要性、公益性、有効性、公平性の 4 つの視点が掲げられている（ガイドライン 3 ページ）。これらの 4 つの視点は、補助金交付の適正性を判断する上で極めて重要かつ有用なものといえる。

以下、これらの視点を中心に、那覇市補助金全般についての所見を述べる。

## ア 必要性

### 【ガイドライン上のチェック項目】

- ①事業の目的・内容が時代に即した市民ニーズに応じていること。
- ②市民協働の観点から真に補助すべき内容であること。
- ③恒常的に交付している補助金については、同一事業（団体）へ継続して支援する必要性、合理性があること。

### 【意見】

必要性について疑問のある補助金交付が散見された。たとえば、決算書上、補助金額を上回る剰余金が出ている団体に対し、確たる理由もなく漫然と補助金を交付し続けているケースが存在した。また、同一事業（団体）に対して長期にわたって補助が継続しており、補助の必要性に疑問があり、むしろ補助の長期化・既得権化や補助金への過度の依存という弊害を助長していると考えられるケースも散見された。

## イ 公益性

### 【ガイドライン上のチェック項目】

- ①補助の効果が広く市民に浸透し、特定の者の利益とならないこと。
- ②補助金の交付が客観的に公益上必要であると認められるものであり、行政が関与すべき範囲を超えていないこと。
- ③採算性等により民間事業者では実施されない事業であること。

### 【意見】

補助事業の公益性（補助金額に見合った公益性を有するかどうか）をどのように判断しているか不明なものが散見された。また、補助事業を民間団体から公募すれば足りると思われ、必ずしも行政が関与する必要がないと思われるケースも存在した。

## ウ 有効性

### 【ガイドライン上のチェック項目】

- ①補助金額に見合う効果が十分に期待できるものであること。また、今後も効果の向上が期待できるものであること。
- ②補助によることが施策目的の実現にとって最適の手法であること。  
※行政が事業主体として行うべき事業については、補助金ではなく、他の経費への転換を検討すること。
- ③内容の似た補助制度、同一事業（団体）への重複補助がある場合は、事業の整理統合、ダメケ（区分け）をしっかりと行うこと。

### 【意見】

確かに、補助の効果については必ずしも数値化等によって測定することが困難な場合も存在する。しかしながら、そもそも補助の効果について報告を求めて来なかったケースや、明らかに補助金額に見合った効果が上がっていないケース、同一団体への実質的な重複補助と考えられるケースが散見された。

## エ 公平性

### 【ガイドライン上のチェック項目】

①他の団体等との間で公平性が保たれていること。

※交付期間が長期で固定化・既得権化しているおそれがないか検証する。

②交付先は適正、公平に決定されていること。

※公平性の観点から、真に公募に馴染まない場合を除き、公募制の導入を検討する。非公募で特定団体に対して補助を行う場合、補助事業課は、当該団体への補助の必要性、合理性を十分説明できること。

### 【意見】

補助事業を民間団体から公募すれば足りると思われ、必ずしも行政が関与する必要がないと思われるケースが存在した。また、当該補助対象団体が事業を行うべき必要性に乏しく、補助が長期化・既得権益化しており、市民から見て公平性に疑問を持たれかねないケースも存在した。

## オ その他の視点からの考察

### (ア) 申請、交付等の手続について

#### 【交付規則の規定内容】

交付規則においては、補助金の申請、交付等の手続について次のとおり規定されている。

#### (補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書に市長が定める書類を添え、市長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

#### (補助金等の交付の決定)

第5条 市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 市長は、補助金等の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項について修正を加えて交付の決定をすることができる。

#### (状況報告)

第11条 補助事業者は、市長が別に定めるところにより、補助事業の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。

#### (実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)、補助事業の成果を記載した実績報告書に市長の定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

#### (補助金等の額の確定)

第13条 市長は、前条の報告を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

### 【意見】

上記の各規定にもかかわらず、申請に係る書類を十分に審査することなく、漫然と補助金交付が継続しているケースや、補助事業が完了した後の実績報告を求めていなかったケースなどが散見された。

## (イ) 財政基盤が安定している団体への補助

### 【ガイドライン上のチェック項目】

補助金額を上回って翌年度への繰越金等が発生している団体への補助については、繰越内容を確認しながら、補助の必要性や補助金額の検討を行うこと。

本市の厳しい財政状況に鑑み、財政基盤が安定しており資金的に余裕のある団体等への補助については廃止を検討する。(ガイドライン4ページ)

### 【意見】

上記規定にもかかわらず、決算書上、補助金額を上回る剰余金が出ている団体に対し、確たる理由なく漫然と補助金を交付し続けているケースが存在した。また、補助対象団体における年度ごとの決算状況が異なるにもかかわらず、年度ごとに検討が加えられることなく、漫然と同じ金額の補助が継続しているケースが散見された。

## (ウ) 団体運営費（人件費）補助について

### 【ガイドライン上のチェック項目】

団体運営費については、補助金の対象として適切でないため、原則として目的・用途が明確な事業費補助への移行を図ること。(ガイドライン4ページ)

団体運営のための人件費は、その金額の適正性及び政策的な理由など補助の必要性・妥当性を十分説明できる場合に限り、補助対象経費として認める。(ガイドライン8ページ)

### 【意見】

上記規定にもかかわらず、安易な運営費補助（人件費補助）が継続しているケースが多数見受けられた。

## (エ) 補助率について

### 【ガイドライン上のチェック項目】

補助はあくまで「支援」であるという考え方から、補助率は原則として補助対象経費の2分の1を上限とすること。(ガイドライン5ページ)

### 【意見】

上記規定にもかかわらず、補助率が2分の1以内に抑えられているケースは少数であり、補助率2分の1を超える補助金が漫然と交付され続けており、それによって、補助金への依存が高まり、補助対象団体の自立に向けた取組みの遅滞を招いていると思われるケースが多数存在した。

## 第5章 社会福祉法人の経営分析について

那覇市のデータによると、社会福祉法人に対する補助金交付件数は全288件で、金額は合計75億円を超える。これは、上述した那覇市補助金等交付額合計約730億円の約10%にあたる。また、国保及び介護関連の補助金等を除く補助金等合計額約94億円に対する割合で見ると、社会福祉法人に対する補助金の割合は全体の約80%を超えるものとなっている。このように、市の補助金交付先として、社会福祉法人は金額的に極めて重要な団体と言える。さらに、社会福祉法人は、那覇市が推進する地域福祉計画に基づく福祉サービスの提供や活動の重要な担い手にも位置づけられることから、補助金交付先としての社会福祉法人の現状について分析することは意義あるものと考え、原則として、那覇市が補助金を交付するすべての社会福祉法人の経営状況につき、市から決算書等を入手し経営分析を行った。また、合わせて、往査先として選定した団体（以下、「特定の団体先」という。）の経営分析も実施している。

### 1 実施内容

補助金交付先の社会福祉法人（63団体）及び特定の団体先等（5団体）について具体的な財務諸表に基づく客観的な経営分析を行った。

### 2 経営分析結果に基づく、全般的な監査の結果及び指摘、意見

具体的な検証結果は、3（1）～（5）に記した。ここでは、今回の実施した財務諸表に基づく経営分析の結果として、全体的な指摘、意見を述べる。

#### （1）法人全体の財務諸表について

##### 【指摘】

一部の社会福祉法人については、事業別、拠点別の財務諸表を作成しているが、法人全体の財務諸表を作成していない法人が見受けられた。「社会福祉法人会計基準」（2011年（平成23年）7月27日 雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号）（以下「新基準」という）に規定されているように、法人全体としての財務諸表を作成する必要があるため、市の担当者も、当該法人担当者へ是正を求めるべきである。

#### （2）財務諸表の会計監査の必要性について

##### 【意見】

後述する、「3の詳細な財務分析の結果」から、社会福祉法人については、一般事業会社より経営指標は良好なものが多い結果となった。また、一般事業会社では、通常受けられないような補助金や寄附金を多く受けることができる。これらは、社会福祉法人としての公共性や社会的責任に基づいて、優遇された結果である。そうであるならば、その法人運営の透明性を確保するために、公表している財務諸表が妥当であるかどうか会計の専門家である公認会計士の監査を受けることの義務づけが必要ではないか。

現行の法律上、一般の事業会社では、「金融商品取引法」または「会社法」に該当する会社については、公認会計士による監査が義務化されている。しかし、社会福祉法人については、「社会福祉法

人審査基準」において、「資産額が 100 億以上若しくは負債額が 50 億円以上又は収支決算額が 10 億円以上の法人については、その事業規模等に鑑み、2 年に 1 回程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5 年に 1 回程度の外部監査の活用を行うなど法人運営の透明性の確保のための取組を行うことが望ましいものであること。」と明記されており、外部監査が義務ではない。

今後、ますます日本の高齢化が進むことに伴って、社会福祉法人の公共性と社会的責任の重さが増すことが考えられる。本市が管轄先の社会福祉法人については、法人運営の透明性を確保するため、本市独自でも外部監査を実施することを求める必要があると思われる。

### (3) 経営指標等が良好な団体先等への補助金の見直しについて

#### 【意見】

経営分析の結果、一部の団体については、経営指標が良好なものが見受けられた。収益性や財政基盤等が安定した団体先については、限りある本市の財政状況から鑑みれば、補助金を交付する必要性が低いと思われる。今後は、収益性が每期安定しており、財政基盤が健全な団体先については、補助金交付の必要性につき再検討が必要である。(具体的な団体先や数値結果については、下記の「3 詳細な財務分析の結果について」を参照。)

## 3 詳細な財務分析の結果について

### (1) 内部留保の観点

#### ① 実施内容

近年、社会福祉法人の内部留保の問題が取り沙汰されている。例えば、社会福祉法人の収入は介護報酬、保育所運営費収入など、単価一定の公費が中心であるため、特別養護老人ホームや保育所のように待機利用者がいる限り安定した収入が見込まれることなどにより、法人内部に必要以上に資金を留保しているのではないかという議論である。

今回の監査は、いわゆる内部留保問題そのものについて検証するものではないが、補助金を上回る内部留保がある団体先等に対する交付の必要性の有無等を検討する際の参考となるよう、交付先団体の決算書に基づいた客観的な分析を行った。

「内部留保」については、決算書における「その他の積立金」と「次期繰越活動収支差額」の合計（第 87 回社会保障審議会介護給付費分科会において、厚生労働省により報告された社会福祉法人の内部留保の定義による）で計算している。

#### ② 結果

下記の表は、本市が平成 25 年度に補助金を交付した社会福祉法人及び特定の団体先に係る「(A) 補助金収益」及び「(B) 留保利益」、「両者の差額 (B) - (A)」を示した結果である。ただし、今回、社会福祉法人の法人全体の決算書を入手できなかったものや財務諸表上、補助金の収益が確認できなかった団体先については「- (バー)」としている。

■ 表 (1) 内部留保の分析結果

(単位：千円)

NO	団体等名称	補助金収益 (A)	内部留保 (B)	(B) - (A)
1	(社福) すみれ福祉会	9,141	77,487	68,346
2	(社福) まつみ福祉会	145	835,554	835,409
3	(社福) いなほ会	—	—	—
4	(社福) うるま福祉会	23,305	112,883	89,578
5	(社福) おもと会	13,156	2,788,843	2,775,687
6	(社福) オレンジ会	12,115	39,186	27,071
7	(社福) カトリック福祉会	6,447	118,988	112,541
8	(社福) ハートフル福祉会	7,307	27,137	19,830
9	(社福) ピジョン福祉会	7,807	57,249	49,442
10	(社福) わかめ福祉会	—	359,925	—
11	(社福) 愛の園福祉会	—	—	—
12	(社福) 愛泉園福祉会	7,396	63,007	55,611
13	(社福) 育泉福祉会	22,754	144,212	121,458
14	(社福) 沖縄県視覚障害者福祉協会	—	—	—
15	(社福) 雅福祉会	9,243	127,931	118,688
16	(社福) 玉重福祉会	21,250	209,300	188,050
17	(社福) 翠福祉会	9,923	38,179	28,256
18	(社福) 都島友の会	—	—	—
19	(社福) 念頭福祉会	7,737	53,226	45,489
20	(社福) 報徳福祉会	—	—	—
21	(社福) 豊春福祉会	10,093	210,782	200,689
22	(社福) 明和会	0	565,244	565,244
23	(社福) 郵住協福祉会	34,394	193,585	159,191
24	(社福) 雄愛福祉会	19,446	139,834	120,388
25	(社福) 陽風会	20,228	499,706	479,478
26	(社福) 養秀福祉会	18,722	108,500	89,778
27	(社福) 翼福祉会	11,102	42,551	31,449
28	(福) 沖縄県身体障害者福祉協会	3,408	418,907	415,499
29	(福) 那覇市社会福祉協議会	71,939	325,946	254,007
30	社会福祉法人 こじか福祉会	10,581	203,325	192,744
31	社会福祉法人 さくら会	11,051	82,033	70,982
32	社会福祉法人 しらゆり保育園	7,680	66,362	58,682
33	社会福祉法人 そめ福祉会	5,380	48,822	43,442
34	社会福祉法人 ひまわり福祉会	20,301	101,484	81,183
35	社会福祉法人 ポプラ福祉会	15,168	91,792	76,624
36	社会福祉法人 マリヤ福祉会	5,099	54,447	49,348
37	社会福祉法人 みぎわ福祉会	6,686	46,359	39,673
38	社会福祉法人 みどり福祉会	18,560	49,595	31,035
39	社会福祉法人 ゆうなの会	—	1,841,328	—

40	社会福祉法人 わかば友の会	12,977	88,184	75,207
41	社会福祉法人 栗国福祉会	1,868	122,576	120,708
42	社会福祉法人 沖縄エンゼル福祉会	6,312	34,757	28,445
43	社会福祉法人 沖縄コロニー	—	1,147,698	—
44	社会福祉法人 沖縄偕生会	13,827	1,147,828	1,134,001
45	社会福祉法人 金城報恩会	73,381	64,922	△8,459
46	社会福祉法人 弘文会	9,482	54,180	44,698
47	社会福祉法人 若杉福祉会	17,356	187,759	170,403
48	社会福祉法人 真地福祉会	—	123,488	—
49	社会福祉法人 真和志福祉会	7,587	47,364	39,777
50	社会福祉法人 千尋会	—	—	—
51	社会福祉法人 千草福祉会	7,307	27,137	19,830
52	社会福祉法人 太陽の家	0	2,499,202	2,499,202
53	社会福祉法人 大幸福社会	6,924	△6,927	△13,851
54	社会福祉法人 大竹福祉会	12,161	97,692	85,531
55	社会福祉法人 通篤福祉会	7,030	154,263	147,233
56	社会福祉法人 転生会	283	1,651,586	1,651,303
57	社会福祉法人 東和福祉会	7,954	120,160	112,206
58	社会福祉法人 那覇垣花福祉会	24,970	111,597	86,627
59	社会福祉法人 風信子館	12,472	38,318	25,846
60	社会福祉法人 夢福祉会	7,730	73,828	66,098
61	社会福祉法人 野菊福祉会	6,145	125,682	119,537
62	社会福祉法人 沖縄肢体不自由児協会	254	3,548,110	3,547,856
63	社会福祉法人 健友福祉会	5,315	15,462	10,147
個別1	(社) 那覇爬龍船振興会	111,639	99,411	△12,228
個別2	(福) 那覇市社会福祉協議会	NO.29 と同じ		
個別3	(社) 那覇市観光協会	104,504	23,612	△80,892
個別4	那覇保護区保護司会補助金	—	—	—
個別5	一般社団法人 那覇大綱挽保存会	18,800	3,197	△15,603

### ③ 指摘及び意見

#### 【意見】

上記の結果より、内部留保から補助金の金額を差し引いた残高が、マイナスとなった団体等は5団体であった。それ以外はすべてプラスとなっている。この調査結果から、ほぼ9割の団体先等（56件中51件が該当）で補助金を上回って翌年度への内部留保があることが伺える。ただこれは、単に内部留保があるとの結果であり、現金預金等の資金的裏付けがあることは別の話になる。なぜなら、多額の固定資産を保有している場合が想定されるからである。

## (2) 収益性・効率性の観点

### ① 実施内容

今回の経営分析は、社会福祉法人がメインとなっており、一般の企業と異なり利益獲得を主目的としないが、事業の継続性・自立性を確保し、質の高い福祉サービスを提供するにあたり、継続的な収益獲得能力は重要となる。また、法人の経営にあたっては、限りある経営資源を効率よく活用することが求められるため、法人としての経営の効率性の検証も併せて実施する。そこで、事業活動を通じて、事業収益を獲得することができるかそして、効率的に経営が図られているか分析を実施した。収益性分析を測る指標としては、「経常増減差額率」、経営の効率性を測る指標として、「総資産経常増減差額率」を利用した。

#### ■経常増減差額率（経常利益率）

定 義	サービス活動収益に対する経常増減差額の割合
計 算 式	$\frac{\text{経常増減差額}}{\text{サービス活動収益計}} \quad (\%)$ 分母・分子：事業活動計算書
解 説	本指標の値がマイナスとなる場合、将来的な財務状況の悪化につながることで法人経営の安定性を損なうおそれがある。

#### ■総資産経常増減差額率

定 義	総資産に対する経常増減差額の割合
計 算 式	$\frac{\text{経常増減差額}}{\text{総 資 産}} \quad (\%)$ 分母：貸借対照表    分子：事業活動計算書
解 説	本指標は、企業会計における総資産利益率（ROA）に相当し、次のように分解される。 総資産経常増減差額率＝総資産回転率（サービス活動収益計／総資産）×経常増減差額率（経常増減差額／サービス活動収益計） 「総資産回転率」は、事業の効率性を示す指標であり、「経常増減差額率」は、事業の収益性を示す指標である。本指標は、保有する資産が有効に活用されているかという観点から、事業の効率性と収益性を同時に示す指標である。

### ② 結果

分析結果は、以下の通りである。

なお、分析結果について、＜抽出条件＞に該当した場合のみを掲載している。

＜抽出条件＞

（収益性・効率性がマイナスの団体先等）

a、経常増減差額率がマイナスとなっている。

b、今回、交付対象となっている社会福祉法人には、本市が所轄庁となっていないものも含まれているため、本市が管轄している社会福祉法人と特定の団体先等に限定する。

(収益性又は効率性が高い団体先等)

c、経常増減差額率又は総資産経常増減差額率が10%以上。

d、bと同様。

■ 表(2)-1 経常増減差額率・総資産経常増減差額率の分析結果①

(収益性・効率性がマイナスの団体先等)

NO	団体等名称	経常増減差額率 (A)	総資産経常増減差額率 (B)
1	(社福) すみれ福祉会	△2.23%	△1.00%
4	(社福) うるま福祉会	△0.37%	△0.19%
31	社会福祉法人 さくら会	△20.22%	△9.41%
36	社会福祉法人 マリヤ福祉会	△7.09%	△3.51%
38	社会福祉法人 みどり福祉会	△0.34%	△0.53%
48	社会福祉法人 真地福祉会	△0.58%	△0.42%
55	社会福祉法人 通篤福祉会	△1.97%	△0.57%
57	社会福祉法人 東和福祉会	△3.04%	△1.04%
個別5	一般社団法人 那覇大綱挽保存会	△8.44%	△53.37%

■ 表(2)-2 経常増減差額率・総資産経常増減差額率の分析結果②

(収益性又は効率性が高い団体先等)

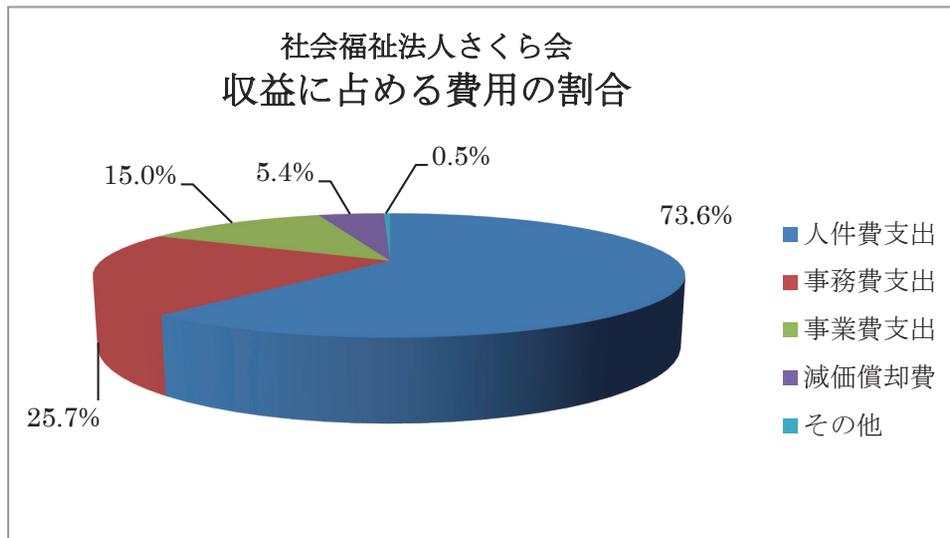
NO	団体等名称	経常増減差額率 (A)	効率性 (B)
10	(社福) わかめ福祉会	13.09%	7.13%
16	(社福) 玉重福祉会	10.38%	6.64%
25	(社福) 陽風会	25.21%	6.64%
51	社会福祉法人 千草福祉会	6.98%	14.15%
個別1	(社) 那覇爬龍船振興会	85.29%	96.97%

■ 表(2)-3 全体の集計結果

	経常増減差額率 (A)	総資産経常増減差額率 (B)	(B) - (A)
全体の合計	301.55%	215.00%	-
対象団体数	60	60	-
平均	5.03%	3.58%	△1.45%
全国平均(*1)	2.58%	2.90%	0.32%

\*1 全国平均は、「中小企業庁HPの平成24年度決算実績に基づく中小企業(一般事業会社)実態基本調査の経営指標」を参照している。(以下同様)

■ 表（２）－４社会福祉法人さくら会の収益に占める費用の割合



(総括)

経常増減差額率の全体の傾向として、平均は+5.03%で、対象となった60団体先の中で9団体がマイナスの経常増減差額率となっている(表(2)-1、3参照)。この結果から、全体の85%にあたる51団体先については、通常経営で収益性は生じていることがわかる。また、全国的な一般事業会社の平均を上回っており、補助金の影響もあると思われるが、比較的収益性が高い結果となった。総資産経常増減差額率の全体の傾向としては、経常増減差額率と同様に、全国平均を上回っているが、両者の差(B)-(A)について一般事業会社の「全国平均」と比較し、一般事業会社より、効率よく保有する資産を有効に活用できていない。

### ③ 指摘及び意見

(意見)

#### (1) 社会福祉法人 さくら会の経常増減差額率(△20.22%)について

**【意見】**

経常増減差額率の分析の結果、表(2)-1より「社会福祉法人さくら会」の経常増減差額率が、△20.22%と収益性が最も低い。表(2)-4の発生した費用の収益に占める割合では、一番大きな要因として人件費73.6%、次に事務費25.7%、続いて事業費15%で、当該三項目の費用で全体の収益を超過している。前期も当期も2期連続の赤字であるので、当法人を管轄している本市は、収益増加または費用削減するよう、さらなる経営改善を求める必要がある。

#### (2) 収益性又は効率性が高い団体先における補助金交付の必要性について

**【意見】**

表(2)-2では、特に収益性や効率性が高い団体先等を抽出した。限りある本市の財政状況から鑑みれば、これらの団体先について、収益性が安定しており、財政基盤が健全であるならば、補助金を支給する必要性は低いと考える。

### (3) 収益性がマイナスの団体先について

#### 【意見】

表(2)－1に掲載した赤字の経常増減差額率の団体先については、直ちに法人経営の安定性を損ねるおそれは低いですが、社会福祉法人を管轄している本市の立場から、費用の削減等、さらなる経営改善を求める必要がある。

### (3) 安定性・持続性の観点

#### ① 実施内容

社会福祉法人は、地域福祉の基盤であり、経営状態が悪化する等の理由によって法人の事業継続が困難になれば、介護、児童福祉及び障害者支援等といった地域の社会的支援を必要とする者への福祉サービス提供に問題が生じる。経営状態が悪化した場合であっても、サービスの利用者がおり、安易に撤退することができない。そのため、社会福祉法人の経営においては、長期継続的な施設経営が可能であることが強く求められている。

そこで、継続して安定的な経営を実現することができるかどうかにつき分析を実施した。長期的な持続性を分析する指標として、「純資産比率」を利用した。

#### ■純資産比率

定 義	総資産に占める純資産の割合
計 算 式	$\frac{\text{純 資 産}}{\text{総 資 産}} \quad (\%)$ 分母・分子：貸借対照表
解 説	借入金など負債に対する安全度を見る指標であり、本指標の値が高いほど、負債の支払負担が小さく、長期持続性が高いことを意味する。 長期にわたり収益性が悪化している法人や施設整備等に関して借入金依存度が高い法人は、本指標の値が低くなるが、この場合、その値が高い法人に比して長期持続性の点で課題を抱えている可能性がある。

#### ② 結果

分析結果は、以下の通りである。

なお、分析結果については<抽出条件>に該当した場合のみを掲載している。

#### <抽出条件>

- a、純資産比率が平均値以下となっている。
- b、今回、交付対象となっている社会福祉法人には、本市が所轄庁となっていないものも含まれているため、本市が管轄している社会福祉法人と特定の団体先等に限定する。

■ 表（3）－1 純資産比率の分析結果

NO	団体等名称	純資産比率(%)
15	(社福) 雅福社会	73.55%
23	(社福) 郵住協福社会	69.00%
25	(社福) 陽風会	83.47%
26	(社福) 養秀福社会	67.07%
29	(福) 那覇市社会福祉協議会	69.63%
40	社会福祉法人 わかば友の会	81.38%
42	社会福祉法人 沖縄エンゼル福社会	74.84%
53	社会福祉法人 大幸福社会	81.73%
59	社会福祉法人 風信子館	59.16%
63	社会福祉法人 健友福社会	80.81%
個別 3	(社) 那覇市観光協会	23.04%
個別 5	一般社団法人 那覇大綱挽保存会	70.07%

■ 表（3）－2 全体の集計結果

全体の合計	5074.79%
対象団体数	60
平均	84.58%
全国平均	29.08%

(総括)

全体の傾向として、平均的な純資産比率は、84.58%で、一般事業会社の全国的平均を超えてはるかに高いといえる。今回、対象としたすべての社会福祉法人で、純資産比率が50%を上回っており、社会福祉法人特有である自己資本の高さが表れている。この結果より、借入等による他人資本よりも自己資本で経営している社会福祉法人がほとんどであるため、長期継続性が高いといえる。

#### (4) 合理性の観点

##### ① 実施内容

合理性の観点から、社会福祉法人の目的を達成する上で必要な支出が行われ、また資産が保有されているかどうか検証を行う。社会福祉法人は、人による労働力を要する業務の割合が大きいため、今回は、特に人件費に絞って分析を実施した。人件費を分析する指標として、「人件費比率」を利用した。

##### ■人件費比率

定義	サービス活動収益に対する人件費の割合
計算式	$\frac{\text{人 件 費}}{\text{サービス活動収益計}} \quad (\%)$
	分母・分子：事業活動計算書

解 説	<p>社会福祉事業は一般に労働集約型であるため、人件費割合が大きくなる傾向にあり、本指標の値の多寡が収益性に大きく影響する。</p> <p>人件費の多寡は、職員数と給与水準に依存する。給与水準には、法人の職員待遇の状況が反映されるが、地域性の影響も受ける。人件費は固定費としての性格が強いので、サービス活動収益の増減によって本指標の値が変動することにも留意が必要である。</p> <p>適切な福祉サービスを提供する上で、適切な人員配置と適正な報酬水準確保は不可欠であるため、一概に低い比率が望ましいとは言えないが、安定的な経営のためには固定費に関する比率である本指標の値を一定水準以下に抑える必要がある。</p>
-----	--

② 結果

分析結果は、以下の通りである。

なお、分析結果について、〈抽出条件〉に該当した場合のみを掲載している。

〈抽出条件〉

a、人件費比率が80%以上となっている。

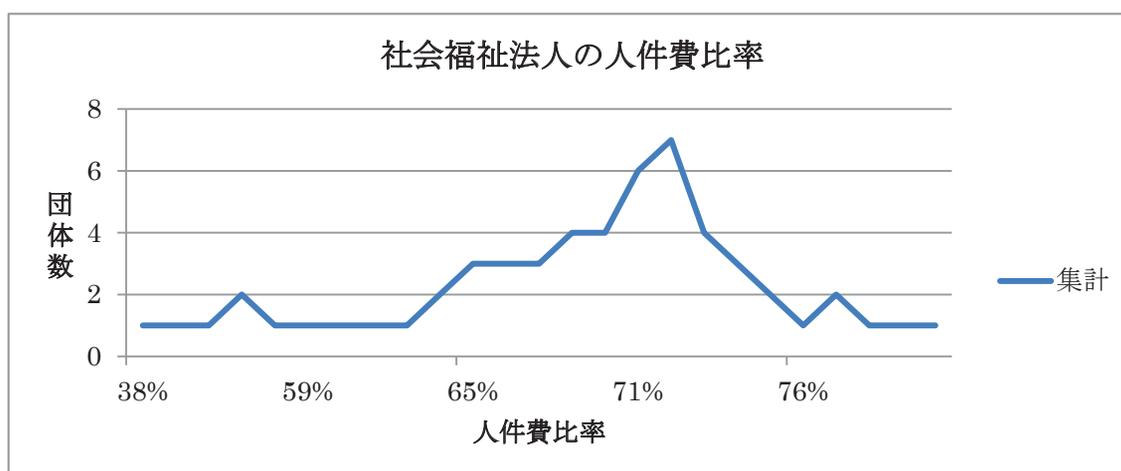
b、今回、交付対象となっている社会福祉法人には、本市が所轄庁となっていないものも含まれているため、本市が管轄している社会福祉法人と特定の団体先等に限定する。

■ 表（4）－1 人件費の分析結果

NO	団体等名称	人件費比率(%)
38	社会福祉法人 みどり福祉会	80.74%
42	社会福祉法人 沖縄エンゼル福祉会	83.78%
48	社会福祉法人 真地福祉会	81.66%

■ 表（4）－2 全体の集計結果

全 体 の 合 計	3,996.37%
対 象 団 体 数	60
平 均	66.61%
全 国 平 均	10.67%



(総括)

全体の傾向として、平均的な人件費比率は、66.61%で、人件費比率がおおよそ65%～76%までの数が多くなっている。また、一般事業会社における「全国平均」よりもはるかに高く社会福祉法人の人件費割合が高いことが伺える。

### ③ 指摘及び意見

#### (1) 社会福祉法人の役員報酬等について

##### 【意見】

上記人件費比率の算定要素には一般職員の人件費だけでなく、理事長などの役員報酬や施設長給与等の報酬も含まれているので、本市が管轄しており、かつ補助金を交付している団体先等に係る役員報酬等についても、不相当に高額でないか等の検証をすることも必要である。

#### (5) 経営自立性の観点

##### ① 実施内容

我が国における社会福祉ニーズは高齢化社会に伴い急速に拡大しており、この傾向は将来にわたって継続するものと見込める。その結果、高齢者介護に対するニーズはますます大きくなることが想定される。

しかしながら、我が国における財政状態は、公的債務が1千兆円を超える状況にあり、公的財源に大きく依存して社会福祉サービスを提供し続けることが難しくなりつつある。このため、国、地方公共団体からの補助金は縮小傾向にあり、事業の継続性や福祉サービスの質を理解する上で、法人が自主財源によってどの程度経営できる状態となっているかを把握することは重要となる。そこで、補助金や寄附金に頼らずに、経営が実施し得るか否かの法人経営の自立性の観点から検証を実施する。経営自立性を測る指標としては、「自己収益比率」を利用した。

#### ■自己収益比率

定 義	サービス活動収益に占める事業活動によって生み出された自己収益(補助金と寄附金を除いたサービス活動収益)の割合
計 算 式	$\frac{(\text{サービス活動収益計} - *1)}{\text{サービス活動収益計}} (\%)$ *1(各事業の)補助金事業収益(合計)及び経常経費寄附金の合計 分母・分子：事業活動計算書
解 説	本指標は、どの程度補助金や寄附金に依存せずに経営されているかを示す指標である。今後、三位一体改革や、国及び地方公共団体の厳しい財政事情により公的補助金が縮小されていくことが想定されるため、将来的に補助金や寄附金が見込めないとした場合等における経営の自立性を測る基準となる。 本指標の値が高いほど、補助金や寄附金に相対的に依存していないことを示し、値が低いほど、補助金や寄附金に相対的に依存していることを示す。

## ② 結果

分析結果は、以下の通りである。

なお、分析結果について、〈抽出条件〉に該当した場合のみを掲載している。

〈抽出条件〉

a、自己収益比率が80%以下となっている。

b、今回、交付対象となっている社会福祉法人には、本市が所轄庁となっていないものも含まれているため、本市が管轄している社会福祉法人と特定の団体先等に限定する。

### ■ 表（5）－1 自己収益比率の分析結果

NO	団体等名称	自己収益比率
個別 1	(社) 那覇爬龍船振興会	0.01%
個別 3	(社) 那覇市観光協会	72.46%
個別 5	一般社団法人 那覇大綱挽保存会	9.41%

### ■ 表（5）－2 全体の集計結果

全体の合計	5008.03%
対象団体数	56
平均	89.43%

(総括)

自己収益比率の結果、(表5)－1に掲載した団体先等について、特に自己収益比率が低い結果となった。社会福祉法人全体については、自己収益比率が90%以上でない団体先については7団体存在したが、それでも那覇市が管轄している団体先等についてはすべて80%を超える結果となった。

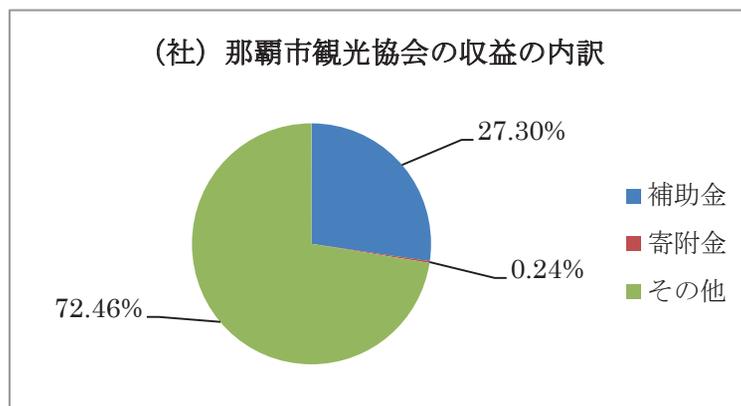
## ③ 指摘及び意見

(1) (社) 那覇市観光協会の自己収益比率(72.46%)について

### 【意見】

表(5)－3の収益の内訳をみると、補助金と寄附金による依存度は、27%であり下記の2団体に比べると依存度は高くないが、当団体の独立採算性を高める手立てが必要である。

■ 表（５）－３ （社）那覇市観光協会の収益の内訳

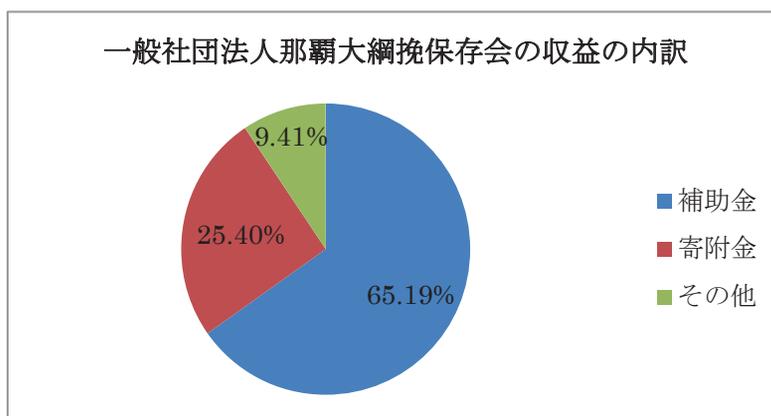


(2) 一般社団法人 那覇大綱挽保存会の自己収益比率 (9.41%) について

【意見】

下表（５）－４の収益の内訳をみると、補助金と寄附金で収入の9割を超えている。あまりに補助金と寄附金に依存し過ぎており、補助金や寄附金がなければ存続は厳しい。まず、団体の自立性を確保する観点から、参加料の徴収等により自主財源を確保する必要性がある。

■ 表（５）－４ 一般社団法人 那覇大綱挽保存会の収益の内訳

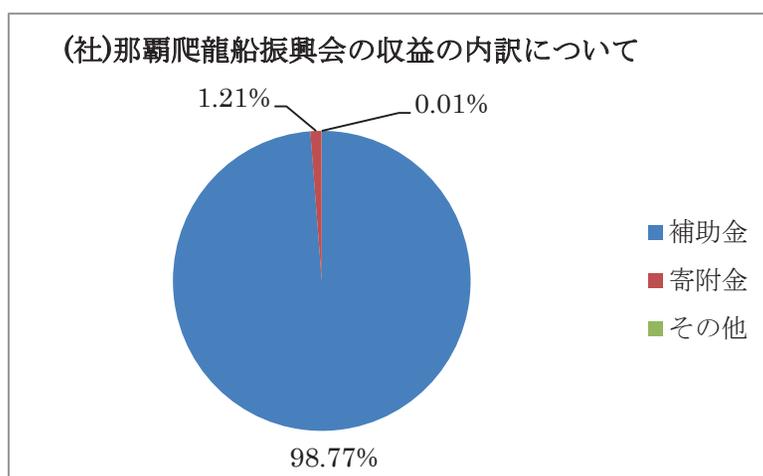


(3) (社) 那覇爬龍船振興会の自己収益比率 (0.01%) について

【意見】

下表（５）－５の収益の内訳をみると、収入のほぼ全額が補助金である。補助金が無ければ組織としての存続は見込めないと考えられる。補助金頼りの経営体制を改善し、早急に、イベント事業に係るグッズ商品の販売等、団体の自主財源確保に取込むべきである。

■ 表（５）－５ （社）那覇爬龍船振興会の収益の内訳について



以下、現在、厚労省が主体となり進められている、社会福祉法人制度改革の概要を掲げる。

## 社会福祉法人制度改革の概要について

我が国の社会福祉を支えてきた社会福祉法人については、昭和26年の制度創設以来、抜本的な制度の見直しが行われてこなかった。この間、我が国の社会福祉を巡る状況は大きく変化し、社会福祉法人の在り方そのものを見直すことが必要となっている。

そこで厚生労働省が主体となって、社会福祉法人が、その公益性・非営利性を高め、本来の使命を果たし、地域社会への貢献、国民に対する説明責任を果たすことができるよう制度改革が議論されている。主な概要は、以下の通りである。

### 1 経営組織の在り方

社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。すなわち、理事等の義務、責任や監事の権限、義務を法律上規定し、評議員会は、必置の議決機関とする。また、一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付けを行う。

### 2 運営の透明性の確保の在り方

社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上に運営の透明性を確保する観点から、以下の事項を法令上明記する。

- ・定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
- ・閲覧請求者を利害関係者から国民一般にすること
- ・貸借対照表・収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること
- ・現況報告書に役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすること

### 3 業務運営・財務運営の在り方

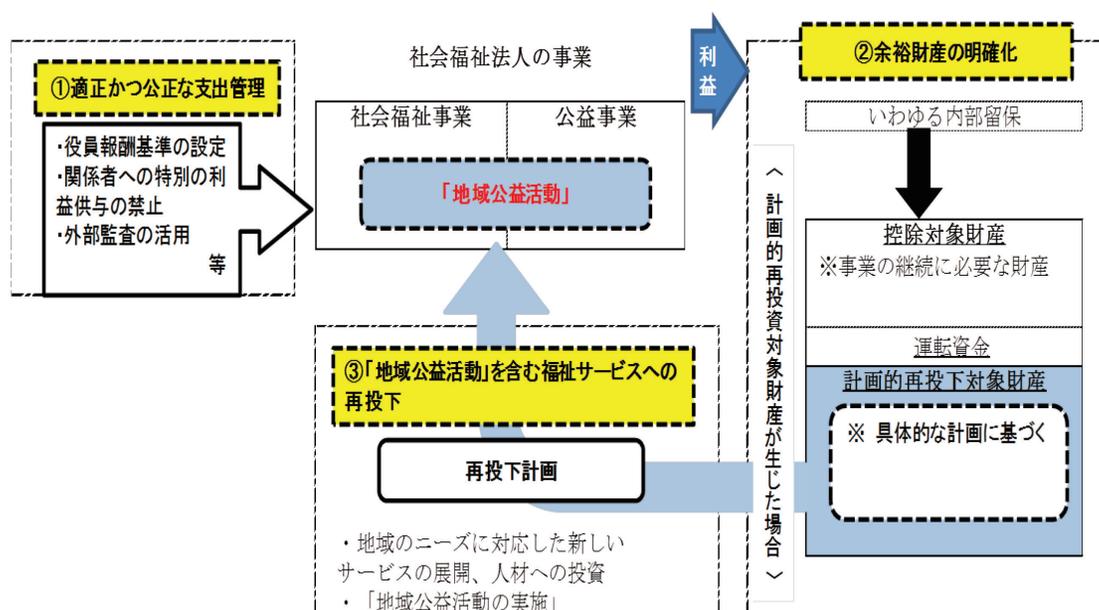
#### (内部留保についての考え方)

社会福祉法人は、公費を原資とする介護報酬や措置費・委託費により社会福祉事業等の事業を運営しており、また、公益性の高い法人として税制優遇措置が講じられている。こうした法人の公益性等を考慮すれば、近年、問題となっている内部留保の実態を明らかにし、国民に対する説明責任を果たす仕組みを構築し、そして財政的な余裕（余裕財産）が生じているならば、必要に応じこれを福祉サービスの向上や、地域で必要とされる福祉サービスへの取組み等に活用すること（「地域公益事業への再投資」）を法律で義務づける。

#### (財務規律のイメージ)

公益性を担保する財務規律

- ①適正かつ公正な支出管理
- ②余裕財産の明確化
- ③福祉サービス・地域公益活動への再投下



### 4 行政の役割と関与の在り方

社会福祉法人に対する所轄庁による指導監督については、その強化を図る観点から以下の方向で議論されている。

- ・関与すべき範囲を明確化し、外部の専門家を積極的に活用（指導監督の機能強化）。
- ・詳細な検査に係る権限規定や勧告・公表に係る規程の整備（実効性の確保）。
- ・国・都道府県・市それぞれの機能と役割を明確に位置づけし（重層的に関与）、法人の財務諸表等をサービス利用者や法人経営者の利用に供する仕組み。

<参考文献・著書>

- ・日本公認会計士協会 非営利法人委員会研究報告第27号「社会福祉法人の経営指標～経営状況の分析とガバナンス改善に向けて～」
- ・社会福祉法人の会計・税務・監査<第3版> 税務研究会出版局  
著者：塩原修蔵 岩波一泰(共著)
- ・社会福祉法人の内部留保問題の分析－内部留保と資金の乖離に着眼して－ 濱本 賢二(松本市役所)
- ・社会福祉法人会計の実務ガイド (株)中央経済社 編者：有限責任あずさ監査法人
- ・社会福祉法人制度の在り方について 社会福祉法人の在り方等に関する検討会 平成26年7月4日





個別監査結果の要約（その3）

部局	部連番	課名	補助金名	監査結果掲載ページ	検証の視点												見直しの方向						
					必要性			公益性			有効性			公平性			廃止	削減	改善	継続			
					非常に高い	やや高い	やや低い																
都市計画部	1	都市計画課	那覇港管理組合補助金(沖縄振興特別推進交付金)	195	○																		
	2	都市計画課	那覇港管理組合補助金(地域の元気臨時交付金)	196	○																		
	3	都市計画課	都市景観助成金	201	○																		
	4	建築指導課	那覇市民間住宅耐震化促進事業費補助金	205	○																		
	5	市街地整備課	那覇市相対売却り継承支援事業補助金、沖縄振興特別推進市町村交付金	207		○																	○
建設管理部	1	建築工事課	住宅騒音防止対策事業費補助金	210	○																		
	2	道路管理課	私道整備補助金	211	○																		
消防局	1	予防課	那覇市女性防火クラブ補助金	215		○																	
	1	生涯学習課	那覇市育英会補助金	225	○																		○
	2	市民スポーツ課	那覇市体育協会事業費補助金	232		○																	○
学校教育部	3	市民スポーツ課	児童のスポーツ県外派遣補助金	237	○																		○
	1	学校教育課	児童・生徒の県外派遣に関する補助金	242	○																		○
	2	学校教育課	共済負担金小学校	244	○																		○
	3	学校教育課	那覇地区中学校体育連盟主催事業補助金	246		○																	○
	4	青少年育成課	那覇市生涯学習振興費補助金(那覇市青少年健全育成市民会議)	249		○																	○
	5	青少年育成課	那覇市生涯学習振興費補助金(那覇市青年団体連絡会)	252		○																	○

監査対象団体の指摘及び意見（まとめ）

往査対象団体	指摘（記載ページ）	意見（記載ページ）
那覇市観光協会	①補助金額の算定方法が妥当でない（265、266、272） ②補助金の効果の測定が行われていない（267、269） ③関連書類の訂正の不備（268） ④補助対象経費の誤り（269、273）	①観光協会の役割の再検討を行うべき（267） ②事業費の実態把握の不備（269、272） ③取引業者選定が妥当でない（269） ④各コースの実績比較の不備（272）
那覇爬龍船振興会	①決算書作成の不備（279） ②補助対象経費が妥当でない（280） ③資料・書類の整理保管の不備（281）	①自主財源の確保が必要（279）
那覇大綱挽保存会	①補助金の算定方法が妥当でない（289）	①自主財源の確保が必要（288）
那覇市社会福祉協議会	①事業成果が客観的に分析されていない（302） ②積立金の規定の見直しと、情報開示の徹底をすべき（308）	①給与体系の見直しについて（302） ②事業活動収支について（305） ③那覇市社協の役割の見直しを進めるべき（308）
那覇保護区保護司会	①補助金額算定に合理性がない（147）	